

平成14年5月23日
情報通信審議会
電気通信事業部会

**東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対
する意見募集
総合デジタル通信端末回線伝送機能に係る接続料の設定等**

情報通信審議会は、本日、総務大臣から「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集(総合デジタル通信端末回線伝送機能に係る接続料の設定等)」の諮問を受けました。

これは、NTT東日本・西日本において提供されてきた総合デジタル通信端末回線伝送機能に係る接続料を設定すること等について、電気通信事業法第38条の2第2項の規定に基づき、接続約款に所要の変更を行うものです。

当部会では、別添接続約款の変更案に対して6月5日(水)まで意見を求めることとします。意見の提出については、別紙1の「意見の提出手続等について」の要領に従ってお願いします。

また、提出された意見の内容については、取りまとめの上、準備が整い次第、総務省情報通信政策局総務課(総務省11階)において閲覧に供するほか、準備が整い次第総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)に掲載します。

今後、当部会においては、今回いただいた意見を踏まえて調査審議を行い、総務大臣に対し答申することとしています。

(連絡先)

諮問内容等について

連絡先: 総合通信基盤局料金サービス課
飯倉課長補佐、寺村係長

代表:(代表) 03 - 5253 - 5111
(内線5844)

電話:(直通) 03 - 5253 - 5844

FAX: 03 - 5253 - 5848

情報通信審議会について

総務省情報通信政策局総務課

白川補佐、山下係長

電話:(直通) 03 - 5253 - 5694

意見提出手続等について

- 1 本件接続約款の変更案に対して意見がある方は、意見を提出することができます。意見を提出されたい方は、書面により意見を提出して下さい。
意見書の形式は、別紙様式に従ってください。意見提出の期限は平成14年6月5日(水)午後5時とします。
郵送の場合は、提出者の氏名・住所(法人又は団体の場合は名称・代表者の氏名・主たる事務所の所在地)及び電話番号を明記の上、提出期限日必着としてください。

(あて先及び内容についての照会先)

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省情報通信政策局総務課

情報通信審議会係

電話:03-5253-5694

- 2 意見書を提出する方は、併せてその内容を保存した磁気ディスクを添えて提出するようお願いいたします。磁気ディスクは3.5インチ、2HDのフロッピーディスクを1.44MBのMS-DOSフォーマットとすることとし、ファイル形式はテキストファイルとしてください。ただし、他のファイル形式による場合は、事務局(上記照会先)にご照会ください。
フロッピーディスクには提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。
- 3 意見書は総務省において公衆の閲覧に供するほか、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)に掲載します。

<参考資料> (PDF)

申請概要

電気通信事業法第38条の2第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正(INS1500キャリアズレート)(NTT東日本)

網使用料算定根拠(INS1500キャリアズレート)(NTT東日本)

電気通信事業法第38条の2第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正(更改・利用中止)(NTT東日本)

電気通信事業法第38条の2第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正(INS1500キャリアズレート)(NTT西日本)

網使用料算定根拠(INS1500キャリアズレート)(NTT西日本)

電気通信事業法第38条の2第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正(更改・利用中止)(NTT西日本)

様式第1（第2条関係）

意見書

年 月 日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名
メールアドレス

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成14年5月23日付け情審通第73号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社（NTT東日本）

代表取締役社長 井上 秀一

西日本電信電話株式会社（NTT西日本）

代表取締役社長 浅田 和男

2 申請年月日

（１）総合デジタル通信端末回線伝送機能に係る接続料の設定

平成14年4月22日（月）

（２）網改造料の対象となる電気通信設備又はソフトウェアを更改・利用中止する場合の
続・費用負担に係る規定の変更

平成14年5月20日（月）

3 実施予定期日

認可後速やかに実施

4 概要

次に掲げる事項について、第一種指定電気通信設備との接続に関する規定を行うため、電気通信事業法第38条の2第2項の規定に基づき、接続約款の変更を行う。

（１）総合デジタル通信端末回線伝送機能に係る接続料の設定

（２）網改造料の対象となる電気通信設備又はソフトウェアを更改・利用中止する場合の
続・費用負担に係る規定の変更

5 主な変更の内容

(1) 総合デジタル通信端末回線伝送機能の接続料の設定

経緯

- ・平成13年7月19日

情報通信審議会答申「IT時代の接続ルールの在り方について」において、INS 1500の基本料については、ISPへの着信のために需要が大きいことから、事業者向け割引料金（キャリアズレート）を導入すべきことを提言。

- ・平成14年2月20日

接続料規則の一部を改正する省令（平成14年総務省令第14号）を施行し、INS 1500の基本料（着信のものに限る。）に係るキャリアズレートを、総合デジタル通信端末回線伝送機能として、接続事業者からの受付や故障対応を行う法人営業部門の費用を含むものと含まないものとで分けて第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の接続約款に規定すべきことを規定。

割引率

法人営業部門の費用を含むもの	24.8%（23,312円/回線・月）
法人営業部門の費用を含まないもの	35.6%（19,964円/回線・月）

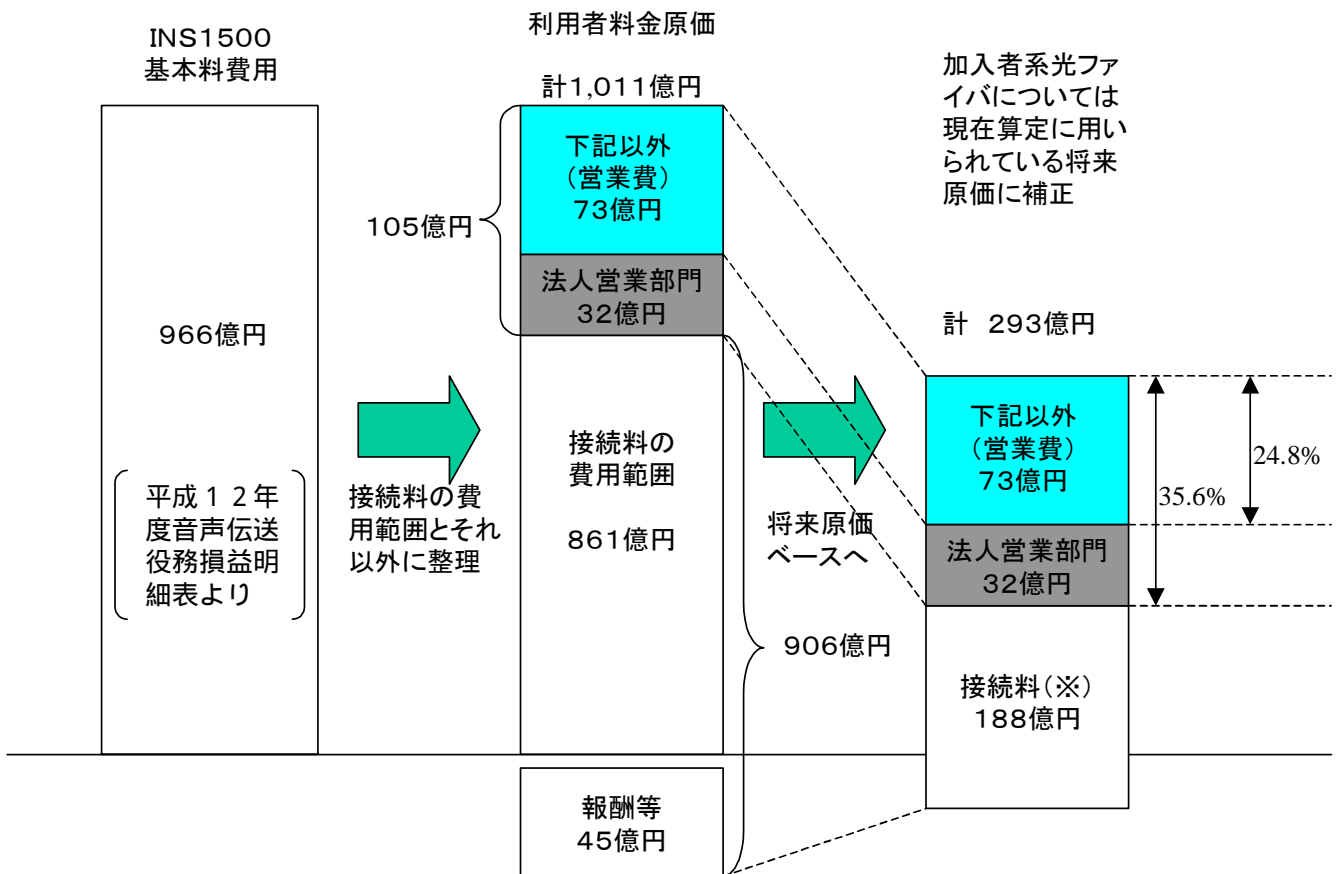
注1：現在のINS 1500の基本料は31,000円/回線・月。

注2：接続約款に記載されるのは割引率のみ。

算定根拠

総合デジタル通信端末回線伝送機能の接続料の算定については、接続料規則第8条第3項の規定に基づき、電気通信事業会計から得られる当該利用者料金における費用と、報酬及び利益対応税の合計から接続料に相当するコストを差し引いた額を割引率として算定する。

ただし、今回のINS1500の接続料の算定に当たっては、INS1500の加入者回線部分は光信号端末回線伝送機能（加入者系光ファイバ設備）とOCUの組み合わせで設備が構成されていることに鑑み、接続料に相当するコストは、加入者系光ファイバ設備の部分について、光信号端末回線伝送機能に用いられる将来原価を用いて算定することとする。



188億円の内訳：

・加入者系光ファイバ（2芯）	4,603円 ×	2 =	9,206円
・OCU			5,704円
・回線管理運営費			143円
・料金請求費用	126円 ÷ 80回線 =		約2円
合計			15,055円 / 回線

$$15,055 \text{円} \times \text{H12年稼動回線数} (104 \text{千回線}) \times 12 \text{ヶ月} = \underline{188 \text{億円}}$$

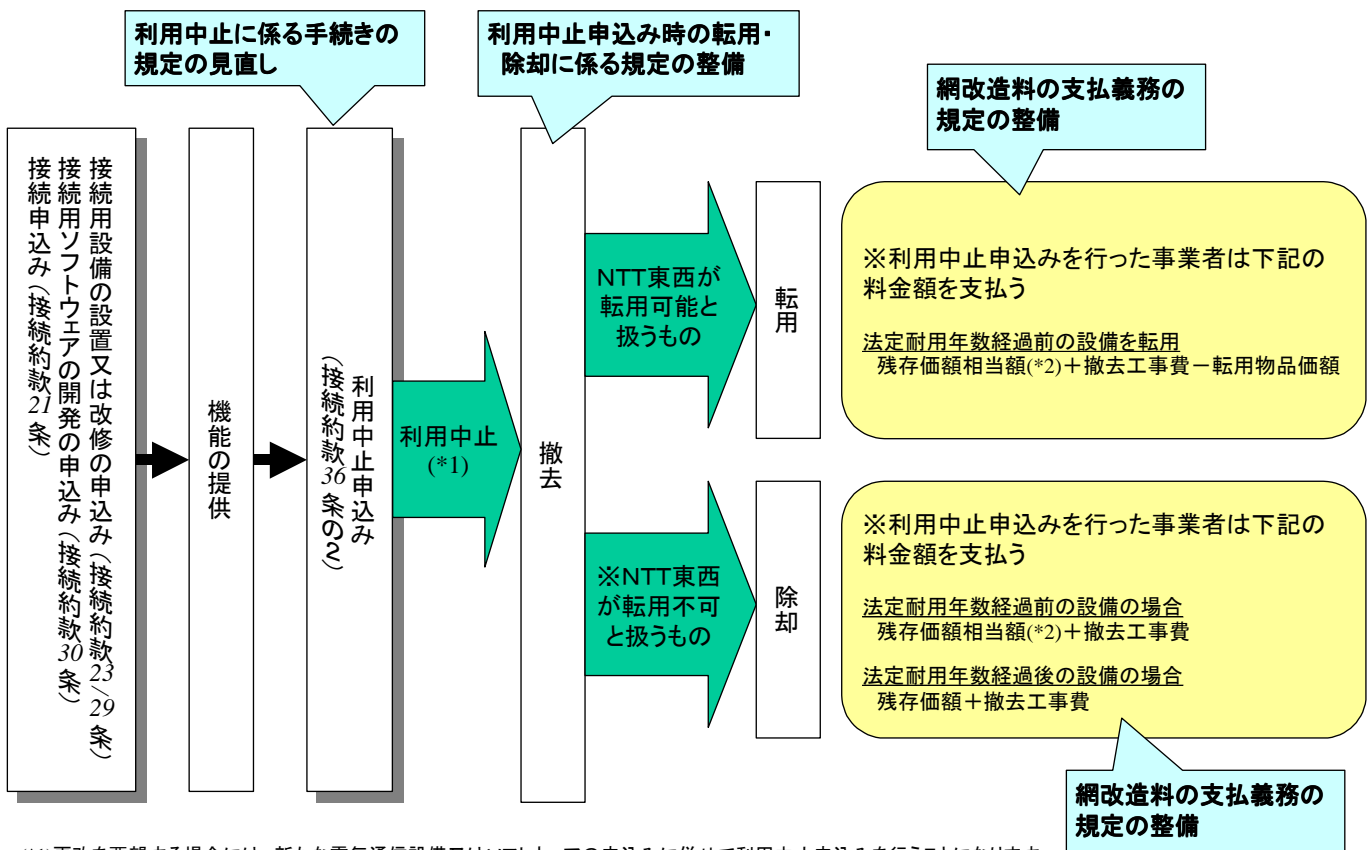
(2) 網改造料の対象となる電気通信設備又はソフトウェアを更改・利用中止する場合の手続・費用負担に係る規定の変更

現行の接続事業者が網改造料として費用負担しているNTT東日本・西日本の電気通信設備及びソフトウェアの更改又は利用中止に係る接続約款の規定がわかりにくいとの協定事業者からの意見があったことを受けて、更改又は利用中止に係る手続・費用負担等の規定について明確に規定することとする。

【明確にする部分】

- ・ 更改・利用中止の対象となる網改造料が適用される機能に係る設備の明確化
 - ・ 利用中止申込の手続の明確化
 - ・ 利用中止を行った際の費用負担の明確化
 - ・ 利用中止を行った場合の除却・転用の扱いの明確化
- 等

【更改・利用中止のイメージ】



(*1)更改を要望する場合には、新たな電気通信設備又はソフトウェアの申込みに併せて利用中止申込みを行うことになります。

また、更改後は新たな電気通信設備又はソフトウェアに係る網改造費用の支払いが必要となります。

(*2)未回収の減価償却費相当額+残存価額をいいます。

電気通信事業法第38条の2第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>第1章 総則 （端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等）</p> <p>第4条 当社は、端末回線線端接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であるときは、当該接続に係る料金の計算及び支払い、接続料（番号案内機能及び端末間伝送等機能に係るものを除きます。）及び技術的条件（技術的条件集形態1に別に定めるものを除きます。）のうち、その接続する役務の種類に応じ、各々の契約約款に規定されている部分（選択制による通話料金の月極割引、高額利用に係る基本額の割引及び長期継続利用に係る基本額の適用を含みます。）については、第1条（約款の適用）の規定にかかわらず、料金については事業者向け割引料金を設定するまでの間はその契約約款の料金表を準用し、その他の部分については、その契約約款の規定（施設設置負担金の差額負担に係る規定を含みます。）を準用します。この場合において、片端が当社の契約者である専用回線の場合については、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の支払いは要しません。</p> <p>2 （略）</p> <p>第3章 協定の締結手続き 第4節 接続申込み （接続申込みの承諾）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2 前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第6章 責務 第1節 責務 （役務提供の確認）</p> <p>第48条の2 当社は、当社が必要であると判断した場合は、端末間伝送等機能を利用している協定事業者に対し、その契約者に対して役務の提供を継続していることを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。この場合において、当社はその理由を協定事業者に書面により通知するものとします。</p> <p>第9章 接続の一時中断、停止及び中止 （接続の中止）</p> <p>第61条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 当社は、端末間伝送等機能の提供を行っている場合であって、次の各号に該当するときは、協定事業者と協議の上、当該端末間伝送等機能に係る当該接続の中止を行うことがあります。</p> <p>（1）～（2） （略）</p>	<p>第1章 総則 （端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等）</p> <p>第4条 当社は、端末回線線端接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であるときは、当該接続に係る料金の計算及び支払い、接続料（番号案内機能、<u>端末間伝送等機能</u>、<u>端末回線伝送機能第7欄及び端末回線伝送機能設置手續費</u>に係るものを除きます。）及び技術的条件（技術的条件集形態1に別に定めるものを除きます。）のうち、その接続する役務の種類に応じ、各々の契約約款に規定されている部分（選択制による通話料金の月極割引、高額利用に係る基本額の割引及び長期継続利用に係る基本額の適用を含みます。）については、第1条（約款の適用）の規定にかかわらず、料金については、<u>当社が事業者向け割引料金を設定し、協定事業者からの接続申込みを承諾し当該料金を適用するまでの間は</u>その契約約款の料金表を準用し、その他の部分については、その契約約款の規定（施設設置負担金の差額負担に係る規定を含みます。）を準用します。この場合において、片端が当社の契約者である専用回線の場合については、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の支払いは要しません。</p> <p>2 （略）</p> <p>第3章 協定の締結手続き 第4節 接続申込み （接続申込みの承諾）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2 前項の規定の承諾において、<u>端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能第7欄</u>の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第6章 責務 第1節 責務 （役務提供の確認）</p> <p>第48条の2 当社は、当社が必要であると判断した場合は、<u>端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能第7欄</u>を利用している協定事業者に対し、その契約者に対して役務の提供を継続していることを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。この場合において、当社はその理由を協定事業者に書面により通知するものとします。</p> <p>第9章 接続の一時中断、停止及び中止 （接続の中止）</p> <p>第61条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 当社は、<u>端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能第7欄</u>の提供を行っている場合であって、次の各号に該当するときは、協定事業者と協議の上、<u>当該端末間伝送等機能又は当該端末回線伝送機能第7欄</u>に係る当該接続の中止を行うことがあります。</p> <p>（1）～（2） （略）</p>

(3) 協定事業者が端末間伝送等機能を利用して、その契約者に対して役務の提供を継続していないことを当社が確認した場合

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 端末回線伝送機能第2欄ウ欄若しくはエ欄若しくは第4欄若しくは第5欄、I S M折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)、D S L回線管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)、D S L回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)、光回線設備管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)、光信号局内回線管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)、I P通信網回線管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)又はルーティング伝送機能の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能第2欄ウ欄(イ)若しくはエ欄(イ)又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)
2～4 (略)

点線下線部は、平成14年4月11日東相制第02-7号で認可申請中です。

第3節 工事費及び手続費の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(14) (略)

(15) その協定事業者がD S L回線(料金表第1表第1(網使用料)2-1 端末回線伝送機能2-1-1 基本額2-1-1-1基本料表中第4欄の機能に限ります。)又は料金表第1表第1(網使用料)2-1 端末回線伝送機能2-1-1 基本額2-1-1-1基本料表中第5欄の機能に係る回線(以下「端末回線伝送機能の回線」といいます。)の設置の申込みの承諾を受けたとき

(16)～(20) (略)

(3) 協定事業者が端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能第7欄を利用して、その契約者に対して役務の提供を継続していないことを当社が確認した場合

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 端末回線伝送機能第2欄ウ欄若しくはエ欄若しくは第4欄若しくは第5欄若しくは第7欄、I S M折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)、D S L回線管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)、D S L回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)、光回線設備管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)、光信号局内回線管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)、I P通信網回線管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)又はルーティング伝送機能の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能第2欄ウ欄(イ)若しくはエ欄(イ)又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)
2～4 (略)

点線下線部は、平成14年4月11日東相制第02-7号で認可申請中です。

第3節 工事費及び手続費の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(14) (略)

(15) その協定事業者がD S L回線(料金表第1表第1(網使用料)2-1 端末回線伝送機能2-1-1 基本額2-1-1-1基本料表中第4欄の機能に限ります。)、料金表第1表第1(網使用料)2-1 端末回線伝送機能2-1-1 基本額2-1-1-1基本料表中第5欄又は第7欄の機能に係る回線(以下「端末回線伝送機能の回線」といいます。)の設置(同表中第7欄の機能に係る回線にあっては、料金額の変更がある場合を含みます。)の申込みの承諾を受けたとき。

(16)～(20) (略)

料金表

第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7)(略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～コ(略)
(8)-2～(28)(略)	(略)

2 料金額

- 2 - 1 端末回線伝送機能
- 2 - 1 - 1 基本額
- 2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区 分	単 位	料金額	備 考
(1)～(6)(略)	(略)	(略)	(略)

料金表

第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7)(略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～コ(略) サ 2(料金額)2-1-1-1第7欄に規定する機能については、協定事業者は、その利用する同欄の機能に係る全ての回線について同一の選択(同欄ア欄又はイ欄の何れかの選択をいいます。)をすることを要します。
(8)-2～(28)(略)	(略)

2 料金額

- 2 - 1 端末回線伝送機能
- 2 - 1 - 1 基本額
- 2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区 分	単 位	料金額	備 考
(1)～(6)(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 総合デジタル通信 デジタル通信 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄で接続する場合)	1回線ごとに	総合デジタル通信サービス契約約款の該当する回線使用料(基本料)から当該回線使用料(基本料)の24.8%に相当する料金を減じた額	
	1回線ごとに	総合デジタル通信サービス契約約款の該当する回線使用料(基本料)から当該回線使用料(基本料)の35.6%に相当する料金を減じた額	

第2表 工事費及び手続費
 第2 手続費
 2 手続費の額
 2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)～(17) (略)	(略)	(略)	(略)	
(18) 端末回線伝送機能設置手続費	協定事業者が、端末回線伝送機能の回線を設置する場合に要する費用	1回線ごとに	総合デジタル通信サービス契約款に規定する契約料に相当する額	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合に限る
(19)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	

第2表 工事費及び手続費
 第2 手続費
 2 手続費の額
 2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)～(17) (略)	(略)	(略)	(略)	
(18) 端末回線伝送機能設置手続費	協定事業者が、端末回線伝送機能の回線を設置する場合に要する費用	1回線ごとに	総合デジタル通信サービス契約款に規定する契約料に相当する額	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄又は第2-3欄で接続する場合に限る
(19)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	

附 則

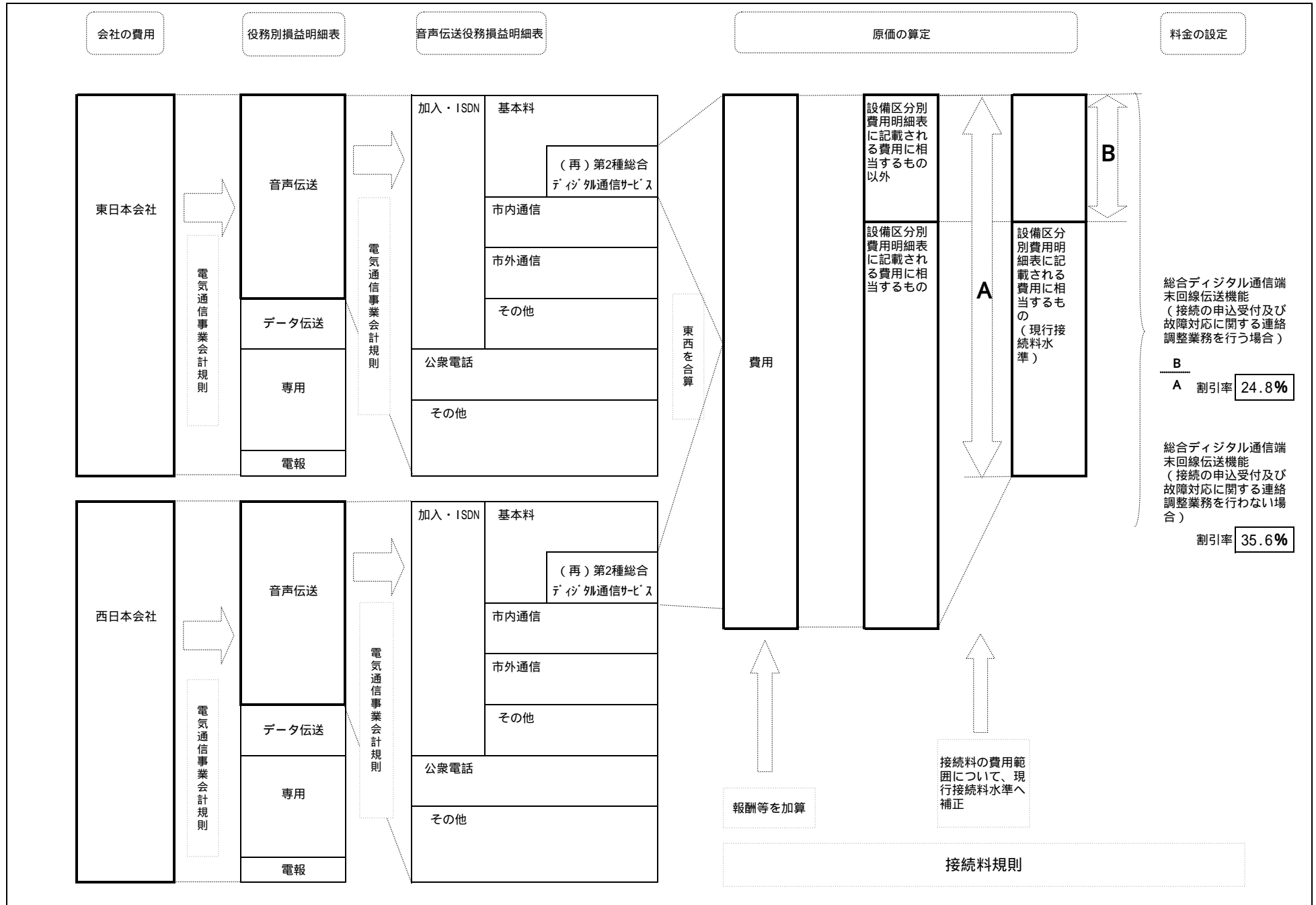
この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

網使用料算定根拠

目 次

.算定手順	2
.原価の算定及び料金の設定	3
.投資等比率及び貯蔵品比率の算定	5
.接続料収納までの平均的な日数の算定	6
.資本構成比率の算定	7
.他人資本利子率の算定	8
.自己資本利益率の算定	9
.利益対応税率の算定	10
(参考)	
1. 音声伝送役務損益明細表	11
2. 音声伝送役務損益明細表における営業費用の内訳	12

算定手順



原価の算定及び料金の設定

・総合デジタル通信端末回線伝送機能

当該機能の料金は、「電気通信事業会計規則」の「音声伝送役務損益明細表」の役務の細目である「加入電話及び総合デジタル通信」の「基本料」費用等から算定する。

1.原価の算定

(1)当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務の料金の原価(ユーザ料金原価)

平成12年度実績

(単位:百万円)

区分	コスト等	備考
営業費、減価償却費及び諸税	営業費用	96,585 参考1 音声伝送役務損益明細表より
	利益対応税	1,429 レートベース×(他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合×利子相当率)÷(自己資本比率×自己資本利益率)×利益対応税率
報酬	3,115	レートベース×(他人資本比率×有利子負債が負債の合計に占める割合×利子率)÷(他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合×利子相当率)÷(自己資本比率×自己資本利益率)
計	101,129	+ +

レートベース	138,905	参考1 音声伝送役務損益明細表より
--------	---------	-------------------

2)ユーザ料金原価の補正

A.営業費用から接続会計上の設備区分別の費用明細表(以下、設備区分別の費用明細表)に記載される費用に相当するものを除いたものの額 (単位:百万円)

区分	コスト等	備考
設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものの額	86,144	参考2 音声伝送役務損益明細表における営業費用の内訳より
営業費用から、設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものを除いたものの額	10,441	(1)の -

B.平成12年度実績の原価のうち、接続料が設定されている範囲の額」の接続料水準

接続料金

区分	接続料単金	備考
ア.加入光ファイバ(円/芯・月)	4,603	(別紙1)H13.8.31認可 網使用料算定根拠」の の1の(2)のBの のCより
イ.OCU(円/回線・月)	5,704	(別紙2)H14.1.31認可 網使用料算定根拠」の の1の(2)のCより
ウ.回線管理運営費(円/加入・月)	143	
エ.回線管理運営費(円/請求書・月)	126	(別紙2)H14.1.31認可 網使用料算定根拠」の の8の(2)より

H12年度稼働回線数

(単位:千回線)

区分	回線数	備考
H12年度稼働回線数	104	H12年度実績

平成12年度実績の原価のうち、接続料が設定されている範囲の額」の接続料水準

(単位:百万円)

区分	金額	備考
平成12年度の実績の原価のうち、接続料が設定されている範囲の額」の接続料水準	18,788	(のア×2+ のイ+ のウ+ のエ÷80)× ×12ヶ月

C.補正後のユーザ料金原価

(単位:百万円)

区分	金額	備考
補正後のユーザ料金原価	29,304	Aの + Bの + 75百万(貸倒損失)

③ 当該機能に係る接続料の原価

A. 接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行わない場合

営業費用から設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものを除いたものの額の比率

区分	コスト等	備考
営業費用から設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものを除いたものの額	10,441	1の②のAの より
営業費用から設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものを除いたものの額の比率	35.6%	÷ 1の②のC

当該機能に係る接続料の原価は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金から、上記 の比率に相当する割合を差し引いたものとする。

B. 接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行う場合

ア. 申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務に係る費用

区分	コスト等	備考
申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務に係る費用	3,179	参考2 音声伝送役務損益明細表における営業費用の内訳より

イ. 申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務に係る費用の比率

区分	コスト等	備考
申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務に係る費用の比率	10.8%	ア ÷ 1の②のC

当該機能に係る接続料の原価は、A. 接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整業務を行わない場合の原価に、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金に、上記イの比率に相当する割合を乗じた額を合算したものとする。

2. 料金の設定

A. 接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行わない場合

ア. 割引率

区分	コスト等	備考
営業費用から、設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものを除いたものの額の比率	35.6%	1の③のAの より

イ. 接続料

接続料は、当該機能と同等の機能を用いて提供される総合デジタル通信サービスに関する契約約款の料金表に記載された料金額から、料金額に上記ア. 割引率を乗じた額を減じた額とする。

B. 接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行う場合

ア. 割引率

区分	コスト等	備考
営業費用から、設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものを除いたものの額の比率	35.6%	AのAより
申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務に係る費用の比率	10.8%	1の③のBのイより
割引率	24.8%	-

イ. 接続料

接続料は、当該機能と同等の機能を用いて提供される総合デジタル通信サービスに関する契約約款の料金表に記載された料金額から、料金額に上記ア. 割引率を乗じた額を減じた額とする。

.投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1)投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	6,277,955 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) ()	20,270 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0032 (C)

投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2)貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

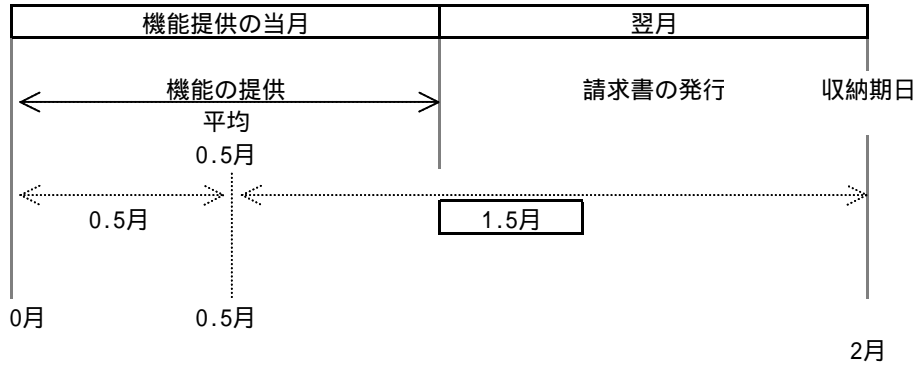
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	7,565,395 (A)
貯蔵品 ()	26,829 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0035 (C)

貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品(新品)であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注)なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

接続料収納までの平均的な日数の算定

(1)機能の提供と接続料の収納までの日程



(2)機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月}} \times 365\text{日} = \boxed{45.625\text{日}}$$

(1)より

資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B / S (H12)稼働ベース		レートベース		(資本構成)	
電気通信事業 固定資産 7,565,395	有利子負債 2,261,233 (0.220)	H12稼働 電気通信事業固定資産 7,565,395	流動資産の 圧縮 2,251,119	有利子負債 2,261,233 (0.281)	退職給与引当金 1,841,287 (0.229)
	その他の負債 1,484,375 (0.144)				
	退職給与引当金 2,608,031 (0.253)	貯蔵品(月平均) 26,829			
流動資産等 2,732,416	自己資本 3,944,172 (0.383)	投資等 24,353	481,297	自己資本 3,944,172 (0.490)	自己資本 3,944,172 (0.490)
計	10,297,811	計	8,046,692	計	8,046,692

流動資産の理論値と実績の差
481,297 - 2,732,416 = 2,251,119

↑

負債

↓

↑

資本

↓

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{(2,261,233 + 1,841,287)}{\text{負債}} \div \frac{8,046,692}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.510}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{2,261,233}{\text{有利子負債}} \div \frac{(2,261,233 + 1,841,287)}{\text{負債の合計}} = \boxed{0.551}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - 0.551 = \boxed{0.449}$$

有利子負債が負債の合計に占める比率

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.510}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.490}$$

他人資本利率の算定

(1)有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成12年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利率} = \boxed{2.74\%}$$

(単位：%)

年度	12
区分	
他人資本利率	2.74

(注)借入金の平均利率である。

(2)有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利率相当率} = \boxed{2.00\%}$$

(単位：%)

年度	8	9	10	11	12	平均
区分						
他人資本利率	2.98	2.20	1.50	1.69	1.64	2.00

(注)国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3)他人資本利率

$$\text{他人資本利率} = 2.74\% \times 0.551 + 2.00\% \times 0.449 = \boxed{2.41\%}$$

(有利子負債に対する利率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度	10	11	12	平均(注4)
					H12 単年
主要企業の自己資本利益率(注1)		1.18	0.90	2.35	-
値の適用		x	x		-
リスクフリーレート(注2)		1.50	1.69	1.64	-
-		-	-	0.71	-
選択される自己資本利益率	=0.6 (注3)	-	-	2.07	2.07

(注1) 主要企業の自己資本利益率は「日経経営指標」より。但し、平成12年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) 値については、昨年度と同値(0.6)とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。ただし、平成10、11年度については、主要企業の自己資本利益率がリスクフリーレートを下回っているため除外している。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

区分	年度	8	9	10	11	12	平均
主要企業の自己資本利益率		4.19	3.04	1.18	0.90	2.35	2.33

(注) 「日経経営指標」より。ただし平成12年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 2.07%

利益対応税率の算定

利益対応税としては、事業税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

$$\text{利益対応税率} = \boxed{69.87\%}$$

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

税引前利益を y 、税額を x_n とする。

事業税実効税率

事業税額を x_1 とする。

$$x_1 = (y - x_1) \times 0.101$$

$$x_1 = \frac{0.101}{1+0.101} \times y = \underline{0.0917y}$$

法人税実効税率

法人税額を x_2 とする。

$$\begin{aligned} x_2 &= \text{事業税引後利益} \times 0.3 \\ &= (y - 0.0917y) \times 0.3 \\ &= \underline{0.2725y} \end{aligned}$$

道府県民税実効税率

道府県民税額を x_3 とする。

$$\begin{aligned} x_3 &= \text{法人税額} \times 0.05 \\ &= 0.2725y \times 0.05 = \underline{0.0136y} \end{aligned}$$

市町村民税実効税率

市町村民税額を x_4 とする。

$$\begin{aligned} x_4 &= \text{法人税額} \times 0.123 \\ &= 0.2725y \times 0.123 = \underline{0.0335y} \end{aligned}$$

税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$\begin{aligned} x &= x_1 + x_2 + x_3 + x_4 \\ &= \underline{0.4113y} \end{aligned}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.4113y}{(1-0.4113)y} = \frac{0.4113y}{0.5887y} = 0.6987$$

税引前利益 y

利益対応税	$x = 0.4113y$
-------	---------------

税引後利益

税引後利益	$z = (1-0.4113)y$
-------	-------------------

(参考1)

音声伝送役務損益明細表

(単位:百万円)

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	レートベース
加入電話及び総合デジタル通信	2,967,174	3,049,069	81,895	4,881,003
基本料	1,572,195	1,562,677	9,518	2,879,926
(再)第2種総合デジタル 通信サービス	39,526	96,585	57,059	138,905
市内通信	844,653	887,360	42,707	1,554,271
市外通信	181,559	187,808	6,249	328,152
その他	368,763	411,222	42,459	118,655
公衆電話及びデジタル公衆電話	40,136	79,078	38,942	94,259
その他	1,164,299	1,130,863	33,436	1,510,550
計	4,171,611	4,259,012	87,401	6,485,812

注1. 数値はNTT東日本とNTT西日本の合計値 (H12年度実績値)である。

注2. レートベースは、正味固定資産価額の実績値等を基に算定

(参考2)

音声伝送役務損益明細表における営業費用の内訳

(単位:百万円)

区分	第2種総合デジタル通信サービス 基本料			
	営業費用	設備区別の費用 明細表に記載される 費用に相当するもの	申込受付及び故障 対応に関する連絡 調整を行う業務に係 る費用	- -
営業費	8,453	635	2,641	5,177
システム提案・商品広告等	5,177	0	0	5,177
申込受付及び故障対応に係る 調整業務	2,641	0	2,641	0
データベース管理・料金関連業務	560	560	0	0
貸倒損失	75	75	0	0
施設保全費	35,200	35,193	0	7
共通費	5,754	4,800	321	633
管理費	3,864	2,843	180	841
試験研究費	3,296	2,780	0	516
租税公課	4,999	4,964	10	25
減価償却費	31,157	31,081	23	53
固定資産除却費	3,861	3,847	4	10
(再)除却損	1,888	1,881	2	5
合 計	96,585	86,144	3,179	7,262

注 数値はNTT東日本とNTT西日本の合計値(H12年度実績)である。

(別紙 1)H13.8.31認可 算定根拠より

原価の算定及び料金の設定

端末回線伝送機能

1.光信号端末回線伝送機能

(1)原価の算定

(単位:百万円)

区分	端末系 伝送路	加入者回線		支配線盤		OCU	PHS基地局 回線管理費	備考		
		光	その他 (左記以外)	光	その他 (左記以外)					
指定設備管理運営費	1,046,304	988,143	77,936	910,207	21,413	1,413	20,000	33,924	2,822	【別紙1】光信号端末回線伝送機能の費用明細表より 除体は(参考1・3より)】
他人資本費用	43,211	40,856	4,733	36,123	1,200	79	1,122	1,137	18	レート×他人資本比率×他人資本利率
自己資本費用	36,314	34,334	3,978	30,357	1,009	66	943	955	16	レート×自己資本比率×自己資本利率
利益対応税	34,953	33,047	3,829	29,219	971	64	908	919	15	(自己資本費用+(有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
合計	1,160,782	1,096,380	90,476	1,005,906	24,593	1,622	22,973	36,935	2,871	+ + +

正味固定資産	2,780,997	2,628,496	309,762	2,318,733	77,966	5,142	72,824	73,645	888	【別紙2】光信号端末回線伝送機能の固定資産明細表より 除体は(参考2・4より)】
投資等	9,733	9,200	1,084	8,116	273	18	255	258	3	正味固定資産×投資等比率
貯蔵品	7,231	6,834	805	6,029	203	13	189	191	2	正味固定資産×貯蔵品比率
運転資本	79,807	76,385	3,565	72,820	1,488	57	1,430	1,597	338	(設備管理運営費-(租税公課+減価償却費+固定資産除却損))×45.625日÷365日
レートベース	2,877,768	2,720,915	315,216	2,405,698	79,930	5,230	74,698	75,691	1,231	+ + +
有利子負債以外の負債の額	596,167	563,673	65,301	498,372	16,559	1,083	15,475	15,680	255	レート×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
租税公課	66,019	64,089	8,328	55,761	1,202	79	1,123	710	17	
減価償却費	316,069	288,770	39,383	249,387	7,777	839	6,938	19,438	82	【別紙1】光信号端末回線伝送機能の費用明細表より 除体は(参考1・3より)】
固定資産除却損	25,761	24,208	1,709	22,499	534	36	497	997	20	

(2)料金の設定

A.施設設置負担金の適用のないサービスにおける加算料相当コストの算定

区分	192kb/s以上サービス	備考
施設設置負担金の額(円/回線)	102,000	
平均償却年数(年)	11	圧縮記憶対象設備の平均償却期間(平成11年度実績)
年間減価償却費(円)	9,273	÷
他人資本費用(円)	766	レート×他人資本比率×他人資本利率
自己資本費用(円)	644	レート×自己資本比率×自己資本利率
利益対応税(円)	620	(自己資本費用+(有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
加算料(円/回線・年)	11,303	+ + +
加算料(円/回線・月)	942	÷12ヶ月
加算料(円/芯・月)	471	÷2
施設設置負担金の適用のないサービスの芯線数	14,842	料金設定に使用した回線数(施設設置負担金の適用のないサービスの回線数(192kb/s以上サービス)より)
加算料相当コスト(百万円)	84	× ×12ヶ月
レートベース(円/回線)	51,000	×0.5レートベース残高率)
有利子負債以外の負債の額(円)	10,565	レート×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

B.料金の設定

基本料

A.加入者回線

区分	コスト等		備考
	平成11年実績	平成13~19年(7年)	
a.原価(百万円)	90,476	1,039,986	(1)のより / 平成13~19年(7年)は(別添1)より
b.加算料相当コスト(百万円)	84	76,358	A/D 加算料相当コスト/平成13~19年(7年)は(別添1)より
c.芯線数(千芯)	249.67	17,739	料金設定に使用した回線数より / 平成13~19年(7年)は(別添1)より
d1.芯あたりコスト(円/芯・月)	30,170	4,527	(a-b)÷c÷12ヶ月

B.支配線盤

区分	コスト等		備考
	平成11年実績	平成13~19年(7年)	
a.原価(百万円)	1,622	16,278	(1)のより / 平成13~19年(7年)は(別添2)より
b.芯線数(千芯)	249.67	17,739	料金設定に使用した回線数より / 平成13~19年(7年)は(別添2)より
c.1芯あたりコスト(円/芯・月)	541	76	a÷b÷12ヶ月

C.合計

区分	料金等		備考
	平成11年実績	平成13~19年(7年)	
料金(円/芯・月)	30,711	4,603	A/D+d+B/Dc

加算料

区分	料金	備考
料金(円/芯・月)	471	A/D 加算料(円/芯・月)より

(別紙2) H14.1.31認可 算定根拠より

.原価の算定及び料金設定

1. 端末回線伝送機能

(1)原価の算定

(百万円)

区分	端末系伝送路						備 考
	加入者回線	加入者回線				(再掲)試験受付	
		光加入者回線	メタル加入者回線	(再掲)メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)メタル設備のみを用いる加入者回線		
指定設備管理運営費	1,157,203	983,283	80,912	902,369	857,212	28,450	別紙1.加入者回線-主配線盤の費用明細表より (全体は参考1より)
他人資本費用	35,262	32,565	3,911	28,655	26,809	505	レトハース×他人資本比率×他人資本利率
自己資本費用	29,100	26,874	3,227	23,647	22,124	417	レトハース×自己資本比率×自己資本利率
利益対応税	29,513	27,255	3,273	23,982	22,438	423	(自己資本費用+(有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
合計	1,251,078	1,069,977	91,323	978,653	928,583	29,795	+ + +

正味固定資産	2,758,767	2,556,650	312,324	2,244,326	2,097,655	37,922	別紙2.加入者回線-主配線盤の固定資産明細表より (全体は参考2より)
投資等	8,828	8,181	999	7,182	6,713	121	正味固定資産×投資等比率
貯蔵品	9,656	8,948	1,093	7,855	7,342	133	正味固定資産×貯蔵品比率
運転資本	91,689	75,744	3,764	71,980	69,271	2,894	(設備管理運営費-(租税公課+減価償却費+固定資産除却損))×45.625日÷365日
レトハース	2,868,940	2,649,523	318,180	2,331,343	2,181,181	41,070	+ + +
有利子負債以外の負債の額	656,959	606,714	72,860	533,854	499,469	9,405	レトハース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
租税公課	67,247	64,429	8,552	55,876	52,482	351	
減価償却費	330,873	289,334	40,215	249,119	230,343	2,990	別紙1.加入者回線-主配線盤の費用明細表より (全体は参考1より)
固定資産除却損	25,568	23,568	2,031	21,536	20,217	1,961	

区分	端末系伝送路						備 考	
	主配線盤	主配線盤			OCU			
		光主配線盤	メタル主配線盤	(再掲)メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤	光	メタル		
指定設備管理運営費	22,001	1,398	20,602	20,137	50,652	6,687	43,964	別紙1.加入者回線-主配線盤の費用明細表より (全体は参考1より)
他人資本費用	996	69	928	905	1,305	169	1,136	レトハース×他人資本比率×他人資本利率
自己資本費用	822	57	766	747	1,077	140	937	レトハース×自己資本比率×自己資本利率
利益対応税	834	58	777	758	1,092	142	950	(自己資本費用+(有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
合計	24,653	1,582	23,073	22,547	54,126	7,138	46,987	+ + +

正味固定資産	79,035	5,490	73,544	71,719	103,076	13,345	89,731	別紙2.加入者回線-主配線盤の固定資産明細表より (全体は参考2より)
投資等	253	18	235	230	330	43	287	正味固定資産×投資等比率
貯蔵品	277	19	257	251	361	47	314	正味固定資産×貯蔵品比率
運転資本	1,498	61	1,438	1,418	2,379	323	2,056	(設備管理運営費-(租税公課+減価償却費+固定資産除却損))×45.625日÷365日
レトハース	81,063	5,588	75,474	73,618	106,146	13,758	92,388	+ + +
有利子負債以外の負債の額	18,563	1,280	17,283	16,858	24,306	3,150	21,156	レトハース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
租税公課	1,200	83	1,116	1,089	960	121	839	
減価償却費	8,344	796	7,547	7,283	29,630	3,840	25,790	別紙1.加入者回線-主配線盤の費用明細表より (全体は参考1より)
固定資産除却損	470	33	436	425	1,032	146	885	

区分	端末系伝送路				指定設備利用部門		備 考	
	回線管理運営			DB管理および料金計算	回線管理運営			
	DB管理および料金計算	料金請求	その他		料金計算	料金請求		
指定設備管理運営費	101,267	93,183	17	8,066	88,101	14,001	74,100	参考1.設備区分別の費用明細表より
他人資本費用	396	364	0	31	1,192	190	1,003	レトハース×他人資本比率×他人資本利率
自己資本費用	327	301	0	26	984	156	828	レトハース×自己資本比率×自己資本利率
利益対応税	332	305	0	26	998	158	840	(自己資本費用+(有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
合計	102,322	94,153	17	8,149	91,275	14,505	76,771	+ + +

正味固定資産	20,004	18,410	16	1,577	85,723	13,623	72,100	参考2.設備区分別固定資産明細表より
投資等	64	59	0	5	274	44	231	正味固定資産×投資等比率
貯蔵品	70	64	0	6	300	48	252	正味固定資産×貯蔵品比率
運転資本	12,069	11,105	2	961	10,714	1,703	9,011	(設備管理運営費-(租税公課+減価償却費+固定資産除却損))×45.625日÷365日
レトハース	32,207	29,638	18	2,549	97,011	15,418	81,594	+ + +
有利子負債以外の負債の額	7,375	6,787	4	584	22,215	3,531	18,684	レトハース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
租税公課	656	604	0	52	355	56	298	
減価償却費	3,563	3,279	0	284	1,746	277	1,469	参考1.設備区分別の費用明細表より
固定資産除却損	497	457	0	39	288	45	242	

(2)料金の設定

A. 施設設置負担金にかかる加算料相当コストの算定

区分	2線式着信用電話	2線式負担金なし	4線式	備考
2線式の施設設置負担金の額(円/回線)	72,000	72,000	72,000	
設備数(2線式を1とした場合)	1	1	2	
× (円)	72,000	72,000	144,000	
施設設置負担金の額(円/回線)	40,000	0	102,000	
÷ (円)	32,000	72,000	42,000	
平均償却年数(年)	14	14	14	圧縮記憶対象設備の平均償却期間(平成12年度実績)
年間減価償却費(円)	2,286	5,143	3,000	÷
他人資本費用(円)	197	442	258	レトハース×他人資本比率×他人資本利率
自己資本費用(円)	162	365	213	レトハース×自己資本比率×自己資本利率
利益対応税(円)	164	370	216	(自己資本費用+(有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
加算料(円/回線・年)	2,809	6,320	3,687	+ + +
施設設置負担金の適用のないレトハースの回線数	462,430	1,420,963	525,565	料金設定に使用した回線数の1.端末回線数より
加算料相当コスト(百万円)	1,299	8,980	1,938	×
レトハース(円/回線)	16,000	36,000	21,000	×0.5(レトハース残高率)
有利子負債以外の負債の額(円)	3,664	8,244	4,809	レトハース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

B. 加入者回線

メタル設備のみを用いる加入者回線

区分	コスト等	備考
a. 原価 (百万円)	917,201	ア・イ・ウ
ア. メタル設備のみを用いる加入者回線	928,583	(1)D メタル設備のみを用いる加入者回線
イ. DSL回線故障対応機能コスト	2	DSL回線故障対応機能1回線あたりコスト=40円 ⑧-(3)cより)× 対象回線数4,275回線 (.料金設定に使用した回線数の1より)×12ヶ月>
ウ. 加算料相当コスト(DSL設備のみ使用回線相当)	11,380	A/D 加算料相当コスト合計 (2,217百万円 ⑧×⑨)×⑩÷⑪回線数に占める⑫設備のみを用いる回線数の割合=62,189,797回線/66,761,938回線< (.料金設定に使用した回線数の1の⑬×⑭×⑮の収容形態別回線数より)で按分
b. 回線数 (回線)	62,189,797	.料金設定に使用した回線数の1より
c. 1回線あたりコスト(円/回線 ⑯線式(タイプ1)・月)	1,229	a÷ b ÷ 12ヶ月

上記以外のメタル加入者回線

区分	コスト等	備考
a. 原価 (百万円)	966,397	ア - イ - ウ - エ
ア. 加入者回線	978,653	(1)D メタル加入者回線
イ. 帯域透過端末回線コスト	37	メタル設備のみを用いる加入者回線1回線あたりコスト=1,229円 (のc)× 帯域透過端末回線数2,482回線 (.料金設定に使用した回線数の1より)×12ヶ月>
ウ. DSL回線故障対応機能コスト	2	DSL回線故障対応機能1回線あたりコスト=40円 ⑧-(3)cより)× 対象回線数4,275回線 (.料金設定に使用した回線数の1より)×12ヶ月>
エ. 加算料相当コスト	12,217	A/D 加算料相当コスト合計
b. 回線数 (回線)	66,759,456	.料金設定に使用した回線数の1より
c. 1回線あたりコスト(円/回線 ⑯線式(タイプ1)・月)	1,206	a÷ b ÷ 12ヶ月

C. OCU

区分	光	メタル	備考
a. 原価 (百万円)	7,138	46,987	(1)D OCU
b. 5DN回線数 (回線)	104,275	8,214,541	.料金設定に使用した回線数の1より
c. 1回線あたりコスト (円/回線(2芯式・2線式)・月)	5,704	477	a÷ b ÷ 12ヶ月

D. 主配線盤

メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤

区分	コスト等	備考
a. 原価 (百万円)	22,547	(1)D メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
b. 回線数 (回線)	62,211,661	.料金設定に使用した回線数の1より
c. 1回線あたりコスト(円/回線 ⑯線式(タイプ1)・月)	30	a÷ b ÷ 12ヶ月

その他のメタル主配線盤

区分	コスト等	備考
a. 原価 (百万円)	23,064	ア - イ
ア. 加入者回線	23,073	(1)D メタル主配線盤
イ. メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤相当コスト	9	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤の1回線あたりコスト=30円 (のc)× 対象回線数24,346回線(=2,482+21,864) (.料金設定に使用した回線数の1より)×12ヶ月>
b. 回線数 (回線)	66,759,456	.料金設定に使用した回線数の1より
c. 1回線あたりコスト(円/回線 ⑯線式(タイプ1)・月)	29	a÷ b ÷ 12ヶ月

E. 5M折返し接続機能 (15Mb/s)局内伝送路

区分	コスト等	備考
a. 設備管理運営費 (円/回線・年)	40,410	
b. 他人資本費用 (円/回線・年)	1,657	接続約款 料金表 第1 接続料金 第2期改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
c. 自己資本費用 (円/回線・年)	1,367	
d. 利益対応税 (円/回線・年)	1,386	
e. ケーブル設備計 (円/回線・年)	44,820	a+ b+ c+ d
f. 局舎土地 (円/回線・年)	3,133	接続約款 料金表 第1 接続料金 第2期改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
g. 年間コスト計 (円/回線・年)	47,953	e+ f
h. 1回線あたりコスト (円/回線・月)	3,996	g÷ 12

F. 5M折返し接続機能 (128kb/s)局内伝送路

区分	コスト等	備考
a. 設備管理運営費 (円/回線・年)	2,001	
b. 他人資本費用 (円/回線・年)	93	接続約款 料金表 第1 接続料金 第2期改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
c. 自己資本費用 (円/回線・年)	77	
d. 利益対応税 (円/回線・年)	78	
e. ケーブル設備計 (円/回線・年)	2,249	a+ b+ c+ d
f. 局舎土地 (円/回線・年)	469	接続約款 料金表 第1 接続料金 第2期改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
g. 年間コスト計 (円/回線・年)	2,718	e+ f
h. 1回線あたりコスト (円/回線・月)	227	g÷ 12

G. 料金設定

基本料

端末回線伝送機能 (第5条 標準的な接続箇所 第1項の表中第2-3欄で接続する場合) イ. 端末回線により伝送を行う機能 (1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)

区分	料金	備考
a. OCu (円/回線・月)	5,704	Cのcの光
b. 主配線盤 (円/回線・月)	152	別紙5の1-1-(2)B Bのcの平成13～19年(7年)×2(芯)
c. 局内伝送路 (円/回線・月)	3,996	Eのh
d. 料金 (円/回線・月)	9,852	a+ b+ c

端末回線伝送機能 (第5条 標準的な接続箇所 第1項の表中第2-3欄で接続する場合) ア. 端末回線により伝送を行う機能 (128kbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)

区分	料金	備考
a. OCu (円/回線・月)	477	Cのcのメタル
b. 主配線盤 (円/回線・月)	29	Dの c
c. 局内伝送路 (円/回線・月)	227	Fのh
d. 料金 (円/回線・月)	733	a+ b+ c

・PHS基地局回線機能

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	1,235	Bの c+ Dの c

端末回線伝送機能 (第5条 標準的な接続箇所 第1項の表中第2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能のA 128kbit/sの符号伝送が可能なもの

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	5,961	Bの c× の1のc保守換算係数の(2)+Dの c× の1のc保守換算係数の(2)+4-1の(2)の主配線盤-専用加入者線装置に1-1のc× の2のBの 速度換算係数× の1のc保守換算係数の(2)+4-1の(2)のIPネットワーク網接続専用のBのc 低速用× の1のc保守換算係数の(2)+4-1の(2)の専用回線管理運営費のc

端末回線伝送機能 (第5条 標準的な接続箇所 第1項の表中第2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能のイ 1.536Mbit/s又は6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	42,339	別紙5の1-1-(2)B Cの平成13～19年(7年)× の1のc保守換算係数の(6)×2(芯)+4-1の(2)のIPネットワーク網接続専用のBのc 高速用× の1のc保守換算係数の(6)+4-1の(2)の専用回線管理運営費のc

端末回線伝送機能 (第5条 標準的な接続箇所 第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA 2線式のもの(A)保守の区分がタイプ1のもの

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	1,235	Bの c+Dの c

端末回線伝送機能 (第5条 標準的な接続箇所 第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA 2線式のもの(イ) (ア)以外のもの

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	1,309	Bの c× の1のc保守換算係数の(2)+Dの c× の1のc保守換算係数の(2)

端末回線伝送機能 (第5条 標準的な接続箇所 第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のイ 4線式のもの

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	2,925	(Bの c× の1のc保守換算係数の(3)+Dの c× の1のc保守換算係数の(25))×2(対) + 加算料 4線式

端末回線伝送機能 (第5条 標準的な接続箇所 第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のイ 当社の局内スイッチングを利用しない場合の(ア) (イ)以外の場合

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	1,786	Bの c+Dの c+ 加算料 2線式 負担金なし

端末回線伝送機能 (第5条 標準的な接続箇所 第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のイ 当社の局内スイッチングを利用しない場合の(イ) 電話重畳する場合

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	30	Dの c

端末回線伝送機能 (第5条 標準的な接続箇所 第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA 当社の局内スイッチングを利用する場合

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	247	Dの c+ 別紙6の1-(2) Aのg+ 別紙6の1-(2) Bの k 2

端末回線伝送機能 (第5条 標準的な接続箇所 第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のウ 1芯式のもの(A)保守の区分がタイプ1のもの

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	4,603	別紙5の1-1-(2)B Cの平成13～19年(7年)

端末回線伝送機能 (第5条 標準的な接続箇所 第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のウ 1芯式のもの(イ) (ア)以外のもの

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	4,879	別紙5の1-1-(2)B Cの平成13～19年(7年)× の1のc保守換算係数の(6)

端末回線伝送機能 (第5条 標準的な接続箇所 第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のエ 2芯式のもの(A)保守の区分がタイプ1のもの

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	9,206	別紙5の1-1-(2)B Cの平成13～19年(7年)× 2(芯)

端末回線伝送機能 (第5条 標準的な接続箇所 第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のエ 2芯式のもの(イ) (ア)以外のもの

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	9,750	別紙5の1-1-(2)B Cの平成13～19年(7年)× の1のc保守換算係数の(8)×2(芯)

端末回線伝送機能 (第5条 標準的な接続箇所 第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のオ 4芯式のもの

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	19,516	別紙5の1-1-(2)B Cの平成13～19年(7年)× の1のc保守換算係数の(6)×4(芯)

端末回線伝送機能 (第5条 標準的な接続箇所 第1項の表中第1-3欄で接続する場合) 光信号端末回線により1芯にて伝送を行う機能 (イ) (ア)保守の区別がタイプ1のもの 以外のもの

区分	料金	備考
料金 (円/芯・月)	4,879	別紙5の1-1-(2)B Cの平成13～19年(7年)× の1のc保守換算係数の(6)

加算料

2線式 設置負担金なし

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	527	A/D 加算料 (円 / 回線 年) × 2線式負担金なし ÷ 12ヵ月

・4線式

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	307	A/D 加算料 (円 / 回線 年) × 4線式 ÷ 12ヵ月

2線式以外 (光・1芯式のもの)

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	471	別紙5の1-1-(2)B

2線式以外 (光・2芯式のもの)

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	942	別紙5の1-1-(2)B ×2(芯)

電気通信事業法第38条の2第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

目次
 第3章 協定締結手続き
 第8節 更改
 第36条 更改

第8節 更改
 (更改)
 第36条 当社は、次の各号に規定するところにより、PHS接続装置、PHS網制御局、自動番号案内若しくはICカード対応デジタル公衆電話に係るサービス制御局若しくはサービス制御統括局、加入者交換機接続用伝送路設備利用機能に係る伝送装置、番号送出機能に係る伝送装置、中継交換機接続用伝送路設備利用機能に係る伝送装置、信号用中継交換機接続用伝送路設備利用機能に係る伝送装置、時報音源提供機能に係る時報音源装置、ノーリング通信機能の提供に係る加入者交換機に付加する装置若しくは接続用ソフトウェア(以下この条において「PHS装置等」といいます。)又は光信号伝送装置(100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、以下この条において同じとします。)若しくは光信号電気信号変換装置を更改します。

(1) そのPHS装置等が法定耐用年数を経過していないときは、協定事業者と協議の上、更改の可否、更改時期又は費用負担の方法等について決定します。

(2) そのPHS装置等が法定耐用年数を経過しているとき又は光信号伝送装置若しくは光信号電気信号変換装置を更改するときは、更改の1年前に協定事業者へ書面により通知します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、当社が更改を決定する以前に協定事業者から更改の申し入れがあったときは、光信号伝送装置又は光信号電気信号変換装置を除き、協議の上、更改について決定することとします。

点線下線部は、平成14年4月11日東相制第02-7号で認可申請中です。

目次
 第3章 協定締結手続き
 第8節 当社の電気通信設備又はソフトウェアの更改又は利用中止
 第36条 当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改
 第36条の2 協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等
 第36条の3 個別管理対象設備の除却又は転用

第8節 当社の電気通信設備又はソフトウェアの更改又は利用中止
 (当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改)
 第36条 当社は、次の各号に規定するところにより、個別管理対象設備(料金表第1表第2(網改造料)1-1表に掲げる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアであって、同表中第49欄の伝送路設備利用機能に係る電気通信設備(伝送装置を除きます。)又はソフトウェア以外のものをいいます。以下同じとします。)又は光信号伝送装置(100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、以下同じとします。)若しくは光信号電気信号変換装置を更改(別表1(接続により提供する機能)に掲げる機能に係る既存の電気通信設備又はソフトウェアに代えて、当該機能に係る新たな電気通信設備又はソフトウェアを設置若しくは改修又は開発して利用開始することをいいます。以下同じとします。)します。

(1) その個別管理対象設備が法定耐用年数を経過していないときは、協定事業者と協議の上、更改の可否、更改時期及び費用負担の方法等について決定します。

(2) その個別管理対象設備が法定耐用年数を経過しているとき又は光信号伝送装置若しくは光信号電気信号変換装置を更改するときは、更改の1年前に協定事業者へ書面により通知します。この場合において、協定事業者と協議の上、当該個別管理対象設備の費用負担の方法等について決定します。

点線下線部は、平成14年4月11日東相制第02-7号で認可申請中です。

(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)
 第36条の2 個別管理対象設備を利用中止(別表1(接続により提供する機能)に掲げる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアの利用を中止することをいいます。以下同じとします。)しようとする協定事業者は、別表3(様式)様式第22-2の書面により、当社が指定する事務取扱所に申込みを行うことを要します。

2 協定事業者が個別管理対象設備を更改しようとするときは、前項の規定に基づく現に利用している個別管理対象設備の利用中止と、第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)、第29条(その他の接続用設備の設置又は改修の申込み)又は第30条(接続用ソフトウェアの開発の申込み)の規定に基づく新たな個別管理対象設備の設置若しくは改修又は開発による利用開始により行うものとします。

(網改造料の支払義務)

第66条 協定事業者は、次の各号に規定する期日を含む月から、当該機能に係る電気通信設備が撤去されるときはその期日を含む月(転用されるときはその期日を含む月の前月) までの期間(次の各号に規定する期日を含む月と撤去又は転用される期日を含む月が同一の月である場合は1月間とします。) に係る料金表第1表第2(網改造料) に規定する網改造料の支払いを要します。

(1) ~ (2) (略)

2 前項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第64条(定額制の網使用料の支払義務) 第3項及び第4項を準用することとし、同条第3項中「定額制の網使用料」とあるのは「網改造料」と読み替えるものとします。

(個別管理対象設備の除却又は転用)

第36条の3 協定事業者から前条第1項に規定する申込みがあった場合(複数の協定事業者(当社を含む場合があります。) が個別管理対象設備を利用している場合にあっては、全ての協定事業者から同時に当該設備の利用中止の申込みがあったときに限ります。) において、当社が個別管理対象設備の利用中止を承諾したときは、当社は、当該設備の利用中止に併せて、当該設備を撤去(別表1(接続により提供する機能) に掲げる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアを取り外すことをいいます。以下この条及び第66条(網改造料の支払義務) において同じとします。) します。

2 前項の場合において、撤去しようとする個別管理対象設備が転用(法定耐用年数経過前に撤去した電気通信設備を他の協定事業者の用に供するために再利用することをいいます。以下同じとします。) 可能でないと当社が判断したときは、当社は、当該設備を除却(撤去した電気通信設備又はソフトウェアを廃棄することをいいます。以下同じとします。) するものとし、当該設備が転用可能であると当社が判断したときは、当社は、当該設備を転用するものとします。

3 当社は、前条第1項に規定する申込みを行った協定事業者に、前2項に規定する撤去又は除却若しくは転用に伴い発生する費用の概算及び当該設備の転用の可否に係る情報を提供するものとします。

(網改造料の支払義務)

第66条 協定事業者は、次の各号に規定する期日を含む月から、当該機能に係る電気通信設備が撤去される期日を含む月までの期間(次の各号に規定する期日を含む月と撤去される期日を含む月が同一である場合は1月間とします。) に係る料金表第1表第2(網改造料) 2 - 1 に規定する網改造料の支払いを要します。

(1) ~ (2) (略)

2 第36条(当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改) の規定に基づき個別管理対象設備を更改したときは、協定事業者は、前項の規定に準じて、更改された新たな個別管理対象設備に係る網改造料の支払いを要します。

3 第36条(当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改) 又は第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等) 第1項の規定に基づき、当社又は協定事業者が個別管理対象設備を更改又は利用中止したときは、次項に規定する場合を除き、協定事業者は、料金表第1表第2(網改造料) 2(料金額) 2 - 1 の2に規定する網改造料の支払いを要します。

4 第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等) 第1項の規定に基づき、複数の協定事業者(当社を含む場合があります。) が現に利用している個別管理対象設備について一部の協定事業者がその利用を中止したときは、当該利用を中止した協定事業者は、料金表第1表第2(網改造料) 2(料金額) 2 - 1 の3に規定する網改造料の支払いを要します。

5 前各項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第64条(定額制の網使用料の支払義務) 第3項及び第4項を準用することとし、同条第3項中「定額制の網使用料」とあるのは「網改造料」と読み替えるものとします。

第2 網改造料
1 適用

区分	内容
(1)~(2) (略)	(略)
(3) 更改された接続用設備の減価償却費相当額の負担	第36条(更改)に基づき当社が接続用設備を更改した場合には、協定事業者は、更改後に新たに算定した減価償却費相当額の支払いを要します。
(4) 除却費の個別負担	協定事業者は、2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)中「設備管理運営費比率」欄(2)を適用する接続用設備について、第36条(更改)に基づき当社が接続用設備を更改した場合又は撤去した場合においては除却に伴い発生する費用(残存価額相当額及び撤去工事相当額)、当社がその接続用設備を転用した場合においては転用に伴い発生する費用(撤去工事相当額)の支払いを要します。
(5)~(6) (略)	(略)

2 料金額
(略)

2-1 算出式

項目	内容
年額料金	年額料金 = 設備管理運営費 + 他人資本費用 + 自己資本費用 + 利益対応税
	(略) (略)
	(略) (略)
	(略) (略)
	(略) (略)
月額料金	当該設備の月額料金は、年額料金の12分の1とします。

第2 網改造料
1 適用

区分	内容
(1)~(2) (略)	(略)

(3)~(4) (略)	(略)
-------------	-----

2 料金額
(略)

2-1 算出式

項目	内容														
年額料金	<table border="1"> <tr> <td>合計</td> <td>年額料金 = 設備管理運営費 + 他人資本費用 + 自己資本費用 + 利益対応税</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ただし、第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)の規定に基づき、複数の協定事業者が現に利用している個別管理対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合は、当該設備の法定耐用年数が経過するまでの間、次の算出式により算定した料金額を減額します。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>料金額 = 当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する当該設備に係る網改造料の利用中止直近の月額料金 × 12</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	合計	年額料金 = 設備管理運営費 + 他人資本費用 + 自己資本費用 + 利益対応税		ただし、第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)の規定に基づき、複数の協定事業者が現に利用している個別管理対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合は、当該設備の法定耐用年数が経過するまでの間、次の算出式により算定した料金額を減額します。		料金額 = 当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する当該設備に係る網改造料の利用中止直近の月額料金 × 12	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
合計	年額料金 = 設備管理運営費 + 他人資本費用 + 自己資本費用 + 利益対応税														
	ただし、第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)の規定に基づき、複数の協定事業者が現に利用している個別管理対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合は、当該設備の法定耐用年数が経過するまでの間、次の算出式により算定した料金額を減額します。														
	料金額 = 当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する当該設備に係る網改造料の利用中止直近の月額料金 × 12														
(略)	(略)														
(略)	(略)														
(略)	(略)														
(略)	(略)														
月額料金	<p>当該設備の月額料金は、年額料金の12分の1とします。</p> <p>年額料金の合計欄ただし書の場合であって、年額料金に変動があったときは、変動があった期日を含む月の翌月から月額料金を変更して適用します。</p>														

2-1の2 個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

第36条(当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改)又は第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)第1項の規定に基づき、当社又は協定事業者が個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合は、それぞれ次の算出式により協定事業者が負担する料金額を算定します。

(1) 当社が個別管理対象設備を除却する場合

ア 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合

料金額 = 残存価額相当額 + 撤去工事費

(ア) 残存価額相当額は、次の算出式により算定します。

残存価額相当額 = (取得固定資産価額 - 残存価額) × 法定耐用年数残存期間比率 + 残存価額

取得固定資産価額は、2 - 1 (算出式) 設備管理運営費工(イ)と(オ)の合計とします(2 - 1の2 (個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額)において同じとします。)。法定耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

法定耐用年数残存期間比率 = (法定耐用年数 × 12 - 法定耐用年数経過までの月数(当該設備が撤去される期日を含む月の翌月から、当該設備の法定耐用年数が経過する期日を含む月までの間の月数をいいます。以下同じとします。)) / (法定耐用年数 × 12)

(イ) 撤去工事費は、次の算出式により算定する実費とします。この場合において、料金表第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2 - 4(2 - 3に適用する作業単金)に規定する作業単金を適用します。

撤去工事費 = 作業単金 × 作業時間

イ 当該設備が法定耐用年数を経過している場合

料金額 = 残存価額 + 撤去工事費

撤去工事費は、上記ア(イ)に規定する算出式により算定する実費とします。

(2) 当社が個別管理対象設備を転用する場合

料金額 = 残存価額相当額 + 撤去工事費 + 転用物品価額

ア 残存価額相当額は、上記(1)ア(ア)に規定する算出式により算定します。

イ 撤去工事費は、上記(1)ア(イ)に規定する算出式により算定する実費とします。

ウ 転用物品価額は、次の算出式により算定します。

転用物品価額 = (取得固定資産価額 - 当該設備の定率法による償却累計額) × 物品費 / 取得固定資産価額

2 - 1の3 複数の協定事業者が現に利用している個別管理対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合の料金額

第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)の規定に基づき、複数の協定事業者が現に利用している個別管理対象設備(法定耐用年数を経過していないもの)に限り、一部の協定事業者がその利用を中止する場合は、次の算出式により当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する料金額を算定します。ただし、全ての協定事業者間に別段の合意があり、当社の承諾を受けた場合はこの限りではありません。

料金額 = 当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する当該設備に係る網改造料の利用中止直近の月額料金 × 法定耐用年数残存期間(法定耐用年数 × 12 - 法定耐用年数経過までの月数)

2 - 2 (略)

2 - 3 年額料金の算定に係る比率

	区 分		内 容
設備管理運営費比率	(1) (略)	(略)	(略)
	(2) 除却費を個別に支払う場合(第36条(更改)の規定に基づき、個別に設備を管理できる場合に限り、)	(略)	(略)
(略)			(略)

2 - 2 (略)

2 - 3 年額料金の算定に係る比率

	区 分		内 容
設備管理運営費比率	(1) (略)	(略)	(略)
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限り、)	(略)	(略)
(略)			(略)

別表3 様式
様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

第 号
年 月 日
東日本電信電話株式会社
殿
氏名 所属(法人名等) 印

下記により、相互接続点を設置等しようとする場所又は光回線設備の利用区間について事前照会を申し込みます。

記

(略)

様式第3 (第10条の3第1項関係)

相互接続点調査申込書

第 号
年 月 日
東日本電信電話株式会社
殿
氏名 所属(法人名等) 印

下記により相互接続点調査を依頼します。

記

(略)

様式第5 (第10条の4第1項関係)

相互接続点設置申込書

第 号
年 月 日
東日本電信電話株式会社
殿
氏名 所属(法人名等) 印

弊社相互接続点調査申込書(年 月 日付け 号)に対する貴社回答書(年 月 日)につきまして、回答書の内容で相互接続点の設置を申し込みます。

(略)

様式第6 (第10条の5第2項及び第10条の11第2項関係)
通信用建物等立入申込書

第 号
年 月 日

別表3 様式
様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

第 号
年 月 日
東日本電信電話株式会社
殿
氏名 所属(法人名等) 印

貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所又は光回線設備の利用区間について事前照会を申し込みます。

記

(略)

様式第3 (第10条の3第1項関係)

相互接続点調査申込書

第 号
年 月 日
東日本電信電話株式会社
殿
氏名 所属(法人名等) 印

貴社接続約款第10条の3(相互接続点の調査)第1項の規定により、相互接続点調査を依頼します。

記

(略)

様式第5 (第10条の4第1項関係)

相互接続点設置申込書

第 号
年 月 日
東日本電信電話株式会社
殿
氏名 所属(法人名等) 印

貴社接続約款第10条の4(相互接続点の設置の申込み)第1項の規定により、弊社相互接続点調査申込書(年 月 日付け 号)に対する貴社回答書(年 月 日)につきまして、回答書の内容で相互接続点の設置を申し込みます。

(略)

様式第6 (第10条の5第2項及び第10条の11第2項関係)
通信用建物等立入申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

氏名 所属(法人名等) 印

下記により貴社の通信用建物等に立ち入りたいので、申し込みます。

記

(略)

様式第7-2(第10条の9第1項関係)

線路設備調査申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

氏名 所属(法人名等) 印

次のとおり、貴社の光回線設備との接続を行いたいので、線路設備調査を申し込みます。

(略)

様式第7-4(第10条の10第1項関係)

線路設備接続申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

氏名 所属(法人名等) 印

弊社線路設備調査申込書(年 月 日付け第 号)に対する貴社回答書(年 月 日付け第 号)につ
きまして、回答書の内容で光回線設備との接続を申し込みます。

(略)

様式第8(第11条第2項関係)

事前調査申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

東日本電信電話株式会社

殿

氏名 所属(法人名等) 印

貴社接続約款第10条の5(接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)第2項/貴社接続
約款第10条の11(光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り)第2項の規定により、貴社の通信用建物
等に立ち入りたいので、申し込みます。

記

(略)

様式第7-2(第10条の9第1項関係)

線路設備調査申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

氏名 所属(法人名等) 印

貴社接続約款第10条の9(光回線設備の線路設備調査)第1項の規定により、貴社の光回線設備との接続
を行いたいので、線路設備調査を申し込みます。

(略)

様式第7-4(第10条の10第1項関係)

線路設備接続申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

氏名 所属(法人名等) 印

貴社接続約款第10条の10(光回線設備の接続申込み)第1項の規定により、弊社線路設備調査申込書(年
月 日付け第 号)に対する貴社回答書(年 月 日付け第 号)につ
きまして、回答書の内容で光回
線設備との接続を申し込みます。

(略)

様式第8(第11条第2項関係)

事前調査申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

次の通り、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申し込みます。

（略）

様式第 11（第 14 条第 1 項関係）

ソフトウェア開発費の適正性に関する協議申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）について、ソフトウェア開発費の適正性に関する協議を申し込みます。

（略）

様式第 12（第 21 条第 1 項関係）

接続申込書

年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）につきまして、回答書の内容で接続を申し込みます。

（略）

様式第 14（第 24 条第 1 項第 1 号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属（法人名等）

氏名

年度 相互接続用電気通信設備の建設を下記により申し込みます。

貴社接続約款第 11 条（事前調査の申込み）第 2 項の規定により、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申し込みます。

（略）

様式第 11（第 14 条第 1 項関係）

ソフトウェア開発費の適正性に関する協議申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

貴社接続約款第 14 条（ソフトウェア開発費の適正性に関する協議の申込み等）第 1 項の規定により、弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）について、ソフトウェア開発費の適正性に関する協議を申し込みます。

（略）

様式第 12（第 21 条第 1 項関係）

接続申込書

年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

貴社接続約款第 21 条（接続申込み）第 1 項の規定により、弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）につきまして、回答書の内容で接続を申し込みます。

（略）

様式第 14（第 24 条第 1 項第 1 号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属（法人名等）

氏名

貴社接続約款第 24 条（申込みに必要な資料の提出）第 1 項第 1 号の規定により、年度 相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

(略)

様式第15 (第24条第1項第2号関係)
相互接続用電気通信設備建設申込書 (活用型PHS事業者用)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

印

年度 相互接続用電気通信設備の建設を下記により申し込みます。

記

(略)

様式第15-1 (第24条第1項第3号関係)
相互接続用電気通信設備建設申込書 (IP通信網終端装置と接続する事業者用)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

印

相互接続用電気通信設備の建設を下記により申し込みます。

記

(略)

様式第15-2 (第24条第1項第4号関係)
相互接続用電気通信設備建設申込書
(光信号電気信号変換装置又は光信号伝送装置と接続する事業者用)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

印

相互接続用電気通信設備の建設を下記により申し込みます。

記

(略)

様式第16 (第27条第1項関係)

記

(略)

様式第15 (第24条第1項第2号関係)
相互接続用電気通信設備建設申込書 (活用型PHS事業者用)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

印

貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第2号の規定により、年度 相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

(略)

様式第15-1 (第24条第1項第3号関係)
相互接続用電気通信設備建設申込書 (IP通信網終端装置と接続する事業者用)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

印

貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第3号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

(略)

様式第15-2 (第24条第1項第4号関係)
相互接続用電気通信設備建設申込書
(光信号電気信号変換装置又は光信号伝送装置と接続する事業者用)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

印

貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第4号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

(略)

様式第16 (第27条第1項関係)

相互接続用電気通信設備建設変更申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

年 月 日付け 号で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、下記のとおり変更を申し込みます。

記

(略)

様式第 18 (第 27 条第 3 項関係)

相互接続用電気通信設備建設中止申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

年 月 日付け 号で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、下記のとおり中止を申し込みます。

記

(略)

様式第 21 (第 33 条第 1 項関係)

接続用ソフトウェア開発中止申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

年 月 日付け 号で申し込んだ接続用ソフトウェア開発申込につきまして、下記のとおり中止を申し込みます。

記

(略)

相互接続用電気通信設備建設変更申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第 27 条 (接続用設備の設置又は改修の変更等) 第 1 項の規定により、年 月 日付け 号で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、変更を申し込みます。

記

(略)

様式第 18 (第 27 条第 3 項関係)

相互接続用電気通信設備建設中止申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第 27 条 (接続用設備の設置又は改修の変更等) 第 3 項の規定により、年 月 日付け 号で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、中止を申し込みます。

記

(略)

様式第 21 (第 33 条第 1 項関係)

接続用ソフトウェア開発中止申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第 33 条 (接続用ソフトウェアの開発の中止) 第 1 項の規定により、年 月 日付け 号で申し込んだ接続用ソフトウェア開発申込につきまして、中止を申し込みます。

記

(略)

様式第 22-2 (第 36 条の 2 関係)

個別管理対象設備の利用中止申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社
殿

様式第 23 (第 37 条第 1 項関係)

工事申込書

東日本電信電話株式会社
殿

その他の工事の実施を下記により申し込みます。

記

(略)

様式第 25 (第 95 条関係)

自前工事実施申込書

東日本電信電話株式会社
殿

自前工事を下記のとおり実施したいので申し込みます。

記


(略)

様式第 26 (第 95 条の 2 第 2 項関係)


工事(保守)立会申込書

東日本電信電話株式会社
殿

第 号
年 月 日

氏名
所属(法人名等) 

第 号
年 月 日

氏名
所属(法人名等) 

第 号
年 月 日

所属(法人名等)

所属(法人名等)

氏名 

貴社接続約款第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)の規定により、個別管理対象設備の利用中止を申し込みます。

利用中止する個別管理対象設備の内容		記事
利用中止を希望する個別管理対象設備の設置場所	利用中止希望日	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 個別管理対象設備の更改を申込み場合には、当該設備を新たに設置若しくは改修又は開発するための申込みを併せて行うこと。

様式第 23 (第 37 条第 1 項関係)

工事申込書

東日本電信電話株式会社
殿

貴社接続約款第 37 条(その他の工事の請求)第 1 項の規定により、その他の工事の実施を申し込みます。

記

(略)

様式第 25 (第 95 条第 3 項関係)

自前工事実施申込書

東日本電信電話株式会社
殿

貴社接続約款第 95 条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第 3 項の規定により、自前工事を実施したいので申し込みます。

記


(略)

様式第 26 (第 95 条の 2 第 2 項関係)


工事(保守)立会申込書

東日本電信電話株式会社
殿

第 号
年 月 日

氏名
所属(法人名等) 

第 号
年 月 日

氏名
所属(法人名等) 

第 号
年 月 日

所属(法人名等)

氏名
下記により貴社の通信用建物等における工事（保守）に立ち会いたいの、申し込みます。

印

記

(略)

様式第 28（第 95 条の 3 第 2 項関係）

通信用建物等立入申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

印

接続に必要な装置等の設置工事（保守）のため、下記により貴社の通信用建物等に立ち入りたいので、申し込みます。

記

(略)

氏名
貴社接続約款第 95 条の 2（接続申込者等による立会いのための立入り）第 2 項の規定により、貴社の通信用建物等における工事（保守）に立ち会いたいの、申し込みます。

印

記

(略)

様式第 28（第 95 条の 3 第 2 項関係）

通信用建物等立入申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

印

貴社接続約款第 95 条の 3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第 2 項の規定により、接続に必要な装置等の設置工事（保守）のため、貴社の通信用建物等に立ち入りたいので、申し込みます。

記

(略)

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

(個別管理対象設備の転用に関する特例措置)

2 この改正規定実施の際現に個別管理対象設備のうち PHS 接続装置、PHS 網制御局、自動番号案内若しくは IC カード対応デジタル公衆電話に係るサービス制御局若しくはサービス制御統括局、加入者交換機接続用伝送路設備利用機能に係る伝送装置、番号送出機能に係る伝送装置、中継交換機接続用伝送路設備利用機能に係る伝送装置、信号用中継交換機接続用伝送路設備利用機能に係る伝送装置、時報音源提供機能に係る時報音源装置、ノーリング通信機能の提供に係る加入者交換機に付加する装置又は接続用ソフトウェアを除くもの（以下、本附則において「特定個別管理対象設備」といいます。）を利用している協定事業者から、当該設備の利用中止が申込みされた場合において、当該設備が転用可能であると当社が判断したときは、第 36 条の 3（個別管理対象設備の除却又は転用）第 1 項の規定にかかわらず、当社は、当該設備を現に転用するまでの間、当該設備を撤去しない場合があります。

3 前項の場合において、第 66 条（網改造料の支払義務）第 1 項の規定にかかわらず、特定個別管理対象設備の利用中止を申込み協定事業者は、当該設備を現に転用する期日を含む月の前月までの期間に係る料金表第 1 表第 2（網改造料）2（料金額）2 - 1 に規定する料金額の支払いを要します。

この場合において、当該設備の利用中止の期日を含む月以降の期間に係る料金表第 1 表第 2（網改造料）2（料金額）2 - 1 に規定する料金額の合計額が、当該設備の利用中止に併せて転用する場合の同表第 2（網改造料）2（料金額）2 - 1 の 2(2)に規定する料金額（撤去工事費を除きます。）を超える部分については、当該協定事業者は支払いを要しないものとします。

4 前 2 項の場合において、料金表第 1 表第 2（網改造料）2（料金額）2 - 1 の 2(2)の規定にかかわらず、特定個別管理対象設備の利用中止を申込みした協定事業者が当該設備を現に転用する場合に負担する料金額は、前項に規定する料金額のほか、料金表第 1 表第 2（網改造料）2（料金額）2 - 1 の 2(2)に規定する撤去工事費とします。

|

|

電気通信事業法第38条の2第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>第1章 総則 （端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等）</p> <p>第4条 当社は、端末回線線端接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であるときは、当該接続に係る料金の計算及び支払い、接続料（番号案内機能及び端末間伝送等機能に係るものを除きます。）及び技術的条件（技術的条件集形態1に別に定めるものを除きます。）のうち、その接続する役務の種類に応じ、各々の契約約款に規定されている部分（選択制による通話料金の月極割引、高額利用に係る基本額の割引及び長期継続利用に係る基本額の適用を含みます。）については、第1条（約款の適用）の規定にかかわらず、料金については事業者向け割引料金を設定するまでの間はその契約約款の料金表を準用し、その他の部分については、その契約約款の規定（施設設置負担金の差額負担に係る規定を含みます。）を準用します。この場合において、片端が当社の契約者である専用回線の場合については、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の支払いは要しません。</p> <p>2 （略）</p> <p>第3章 協定の締結手続き 第4節 接続申込み （接続申込みの承諾）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2 前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第6章 責務 第1節 責務 （役務提供の確認）</p> <p>第48条の2 当社は、当社が必要であると判断した場合は、端末間伝送等機能を利用している協定事業者に対し、その契約者に対して役務の提供を継続していることを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。この場合において、当社はその理由を協定事業者に書面により通知するものとします。</p> <p>第9章 接続の一時中断、停止及び中止 （接続の中止）</p> <p>第61条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 当社は、端末間伝送等機能の提供を行っている場合であって、次の各号に該当するときは、協定事業者と協議の上、当該端末間伝送等機能に係る当該接続の中止を行うことがあります。</p> <p>（1）～（2） （略）</p>	<p>第1章 総則 （端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等）</p> <p>第4条 当社は、端末回線線端接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であるときは、当該接続に係る料金の計算及び支払い、接続料（番号案内機能、<u>端末間伝送等機能</u>、<u>端末回線伝送機能第7欄及び端末回線伝送機能設置手續費</u>に係るものを除きます。）及び技術的条件（技術的条件集形態1に別に定めるものを除きます。）のうち、その接続する役務の種類に応じ、各々の契約約款に規定されている部分（選択制による通話料金の月極割引、高額利用に係る基本額の割引及び長期継続利用に係る基本額の適用を含みます。）については、第1条（約款の適用）の規定にかかわらず、料金については、<u>当社が事業者向け割引料金を設定し、協定事業者からの接続申込みを承諾し当該料金を適用するまでの間は</u>その契約約款の料金表を準用し、その他の部分については、<u>その契約約款の規定（施設設置負担金の差額負担に係る規定を含みます。）</u>を準用します。この場合において、片端が当社の契約者である専用回線の場合については、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の支払いは要しません。</p> <p>2 （略）</p> <p>第3章 協定の締結手続き 第4節 接続申込み （接続申込みの承諾）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2 前項の規定の承諾において、<u>端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能第7欄</u>の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第6章 責務 第1節 責務 （役務提供の確認）</p> <p>第48条の2 当社は、当社が必要であると判断した場合は、<u>端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能第7欄</u>を利用している協定事業者に対し、その契約者に対して役務の提供を継続していることを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。この場合において、当社はその理由を協定事業者に書面により通知するものとします。</p> <p>第9章 接続の一時中断、停止及び中止 （接続の中止）</p> <p>第61条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 当社は、<u>端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能第7欄</u>の提供を行っている場合であって、次の各号に該当するときは、協定事業者と協議の上、<u>当該端末間伝送等機能又は当該端末回線伝送機能第7欄</u>に係る当該接続の中止を行うことがあります。</p> <p>（1）～（2） （略）</p>

(3) 協定事業者が端末間伝送等機能を利用して、その契約者に対して役務の提供を継続していないことを当社が確認した場合

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 端末回線伝送機能第2欄ウ欄若しくは第4欄若しくは第5欄、I S M折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)、D S L回線管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)、D S L回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)、光回線設備管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)、光信号局内回線管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)、I P通信網回線管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)又はルーティング伝送機能の場合

当該機能の利用を開始した日(光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

2～4 (略)

第3節 工事費及び手続費の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(14) (略)

(15) その協定事業者がD S L回線(料金表第1表第1(網使用料)2-1端末回線伝送機能2-1-1基本額2-1-1-1基本料表中第4欄の機能に限ります。)又は料金表第1表第1(網使用料)2-1端末回線伝送機能2-1-1基本額2-1-1-1基本料表中第5欄の機能に係る回線(以下「端末回線伝送機能の回線」といいます。))の設置の申込みの承諾を受けたとき

(16)～(20) (略)

(3) 協定事業者が端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能第7欄を利用して、その契約者に対して役務の提供を継続していないことを当社が確認した場合

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 端末回線伝送機能第2欄ウ欄若しくは第4欄若しくは第5欄若しくは第7欄、I S M折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)、D S L回線管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)、D S L回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)、光回線設備管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)、光信号局内回線管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)、I P通信網回線管理機能(1回線ごとの料金に限ります。)又はルーティング伝送機能の場合

当該機能の利用を開始した日(光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

2～4 (略)

第3節 工事費及び手続費の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(14) (略)

(15) その協定事業者がD S L回線(料金表第1表第1(網使用料)2-1端末回線伝送機能2-1-1基本額2-1-1-1基本料表中第4欄の機能に限ります。)、料金表第1表第1(網使用料)2-1端末回線伝送機能2-1-1基本額2-1-1-1基本料表中第5欄又は第7欄の機能に係る回線(以下「端末回線伝送機能の回線」といいます。))の設置(同表中第7欄の機能に係る回線にあつては、料金額の変更がある場合を含みます。)の申込みの承諾を受けたとき。

(16)～(20) (略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7)(略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～コ(略)
(8)-2～(28)(略)	(略)

2 料金額

2 - 1 端末回線伝送機能

2 - 1 - 1 基本額

2 - 1 - 1 - 1 基本料

区 分	単 位	料金額	備 考	月額
(1)～(6)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7)(略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～コ(略) サ 2(料金額) 2 - 1 - 1 - 1 第7欄に規定する機能については、協定事業者は、その利用する同欄の機能に係る全ての回線について同一の選択(同欄ア欄又はイ欄の何れかの選択をいいます。)をすることを要します。
(8)-2～(28)(略)	(略)

2 料金額

2 - 1 端末回線伝送機能

2 - 1 - 1 基本額

2 - 1 - 1 - 1 基本料

区 分	単 位	料金額	備 考	月額
(1)～(6)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 総合デジタル通信 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄で接続する場合)	1回線ごとに	総合デジタル通信サービス契約約款の該当する回線使用料(基本料)から当該回線使用料(基本料)の24.8%に相当する料金を減じた額	アイ以外のもの	
	1回線ごとに	総合デジタル通信サービス契約約款の該当する回線使用料(基本料)の35.6%に相当する料金を減じた額	イ 当社が当該協定事業者との間における接続の申込受付(申込書の作成を含みます。)及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行わない場合	

第2表 工事費及び手続費
 第2 手続費
 2 手続費の額
 2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)～(17)(略)	(略)	(略)	(略)	
(18) 端末回線伝送機能設置手続費	協定事業者が、端末回線伝送機能の回線を設置する場合に要する費用	1回線ごとに	総合デジタル通信サービス契約款に規定する契約料に相当する額	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合に限る
(19)～(21)(略)	(略)	(略)	(略)	

第2表 工事費及び手続費
 第2 手続費
 2 手続費の額
 2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)～(17)(略)	(略)	(略)	(略)	
(18) 端末回線伝送機能設置手続費	協定事業者が、端末回線伝送機能の回線を設置する場合に要する費用	1回線ごとに	総合デジタル通信サービス契約款に規定する契約料に相当する額	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄又は第2-3欄で接続する場合に限る
(19)～(21)(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則

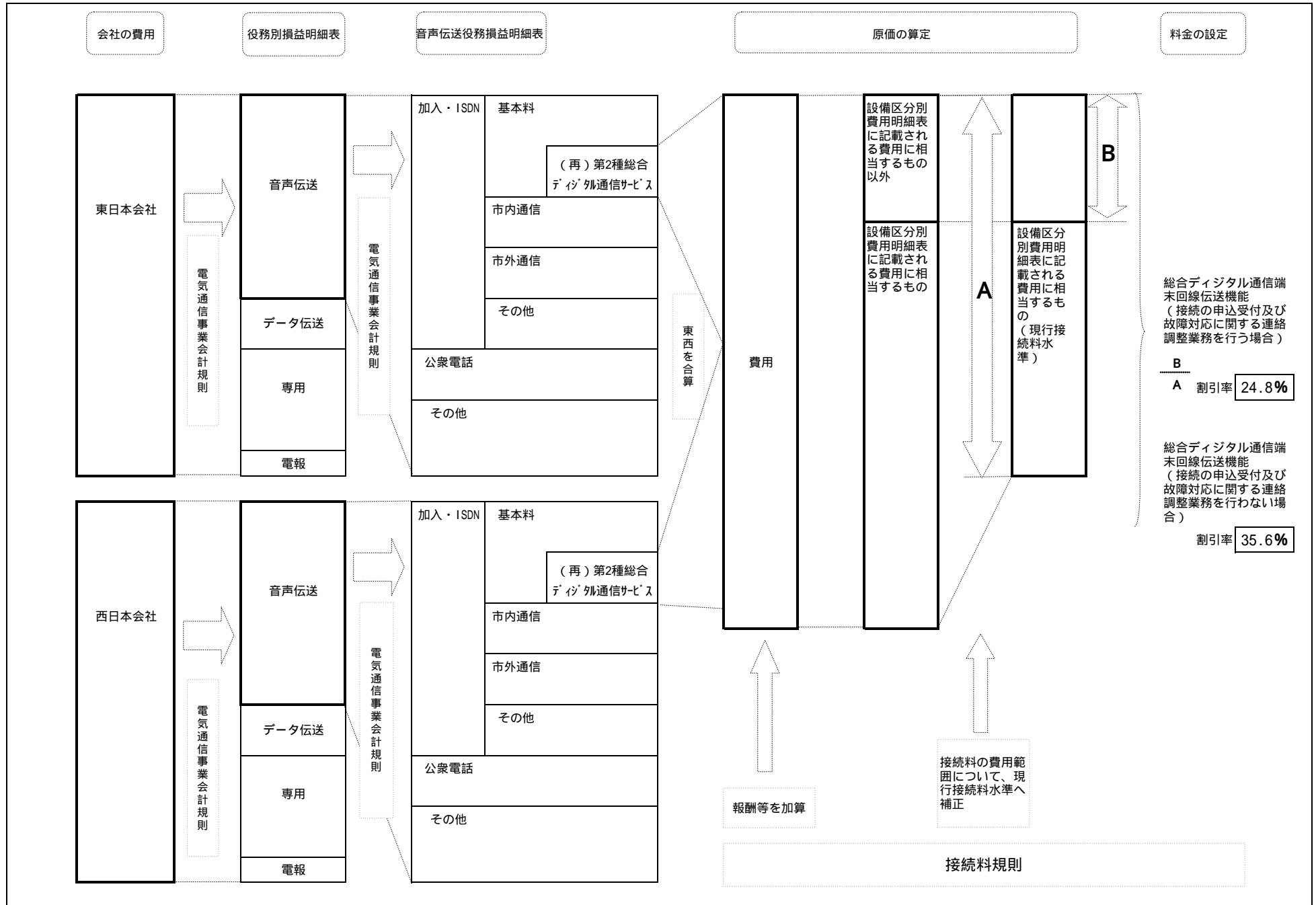
この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

網使用料算定根拠

目 次

.算定手順	2
.原価の算定及び料金の設定	3
.投資等比率及び貯蔵品比率の算定	5
.接続料収納までの平均的な日数の算定	6
.資本構成比率の算定	7
.他人資本利子率の算定	8
.自己資本利益率の算定	9
.利益対応税率の算定	10
(参考)	
1. 音声伝送役務損益明細表	11
2. 音声伝送役務損益明細表における営業費用の内訳	12

・算定手順



原価の算定及び料金の設定

・総合デジタル通信端末回線伝送機能

当該機能の料金は、「電気通信事業会計規則」の「音声伝送役務損益明細表」の役務の細目である「加入電話及び総合デジタル通信」の「基本料」費用等から算定する。

1.原価の算定

(1)当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務の料金の原価(ユーザ料金原価)

平成12年度実績

(単位:百万円)

区分	コスト等	備考
営業費、減価償却費及び諸税	営業費用	96,585 参考1 音声伝送役務損益明細表より
	利益対応税	1,429 レートベース×(他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合×利子相当率)÷(自己資本比率×自己資本利益率)×利益対応税率
報酬	3,115	レートベース×(他人資本比率×有利子負債が負債の合計に占める割合×利子率)÷(他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合×利子相当率)÷(自己資本比率×自己資本利益率)
計	101,129	+ +

レートベース	138,905	参考1 音声伝送役務損益明細表より
--------	---------	-------------------

2)ユーザ料金原価の補正

A.営業費用から接続会計上の設備区分別の費用明細表(以下、設備区分別の費用明細表)に記載される費用に相当するものを除いたものの額 (単位:百万円)

区分	コスト等	備考
設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものの額	86,144	参考2 音声伝送役務損益明細表における営業費用の内訳より
営業費用から、設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものの額を除いたものの額	10,441	(1)の -

B.平成12年度実績の原価のうち、接続料が設定されている範囲の額」の接続料水準

接続料金

区分	接続料単金	備考
ア.加入光ファイバ(円/芯・月)	4,603	(別紙1)H13.8.31認可 網使用料算定根拠」の1の(2)のBのCより
イ.OCU(円/回線・月)	5,704	(別紙2)H14.1.31認可 網使用料算定根拠」の1の(2)のCより
ウ.回線管理運営費(円/加入・月)	143	
エ.回線管理運営費(円/請求書・月)	126	(別紙2)H14.1.31認可 網使用料算定根拠」の8の(2)より

H12年度稼働回線数

(単位:千回線)

区分	回線数	備考
H12年度稼働回線数	104	H12年度実績

平成12年度実績の原価のうち、接続料が設定されている範囲の額」の接続料水準

(単位:百万円)

区分	金額	備考
平成12年度の実績の原価のうち、接続料が設定されている範囲の額」の接続料水準	18,788	(ア×2+イ+ウ+エ÷80)×12ヶ月

C.補正後のユーザ料金原価

(単位:百万円)

区分	金額	備考
補正後のユーザ料金原価	29,304	Aの + Bの + 75百万(貸倒損失)

③ 当該機能に係る接続料の原価

A. 接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行わない場合

営業費用から設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものを除いたものの額の比率

区分	コスト等	備考
営業費用から設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものを除いたものの額	10,441	1の②のAの より
営業費用から設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものを除いたものの額の比率	35.6%	÷ 1の②のC

当該機能に係る接続料の原価は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金から、上記 の比率に相当する割合を差し引いたものとする。

B. 接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行う場合

ア. 申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務に係る費用

区分	コスト等	備考
申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務に係る費用	3,179	参考2 音声伝送役務損益明細表における営業費用の内訳より

イ. 申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務に係る費用の比率

区分	コスト等	備考
申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務に係る費用の比率	10.8%	ア ÷ 1の②のC

当該機能に係る接続料の原価は、A. 接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整業務を行わない場合の原価に、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金に、上記イの比率に相当する割合を乗じた額を合算したものである。

2. 料金の設定

A. 接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行わない場合

ア. 割引率

区分	コスト等	備考
営業費用から、設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものを除いたものの額の比率	35.6%	1の③のAの より

イ. 接続料

接続料は、当該機能と同等の機能を用いて提供される総合デジタル通信サービスに関する契約約款の料金表に記載された料金額から、料金額に上記ア. 割引率を乗じた額を減じた額とする。

B. 接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行う場合

ア. 割引率

区分	コスト等	備考
営業費用から、設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものを除いたものの額の比率	35.6%	AのAより
申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務に係る費用の比率	10.8%	1の③のBのイより
割引率	24.8%	-

イ. 接続料

接続料は、当該機能と同等の機能を用いて提供される総合デジタル通信サービスに関する契約約款の料金表に記載された料金額から、料金額に上記ア. 割引率を乗じた額を減じた額とする。

投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	6,277,955 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) ()	20,270 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0032 (C)

投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

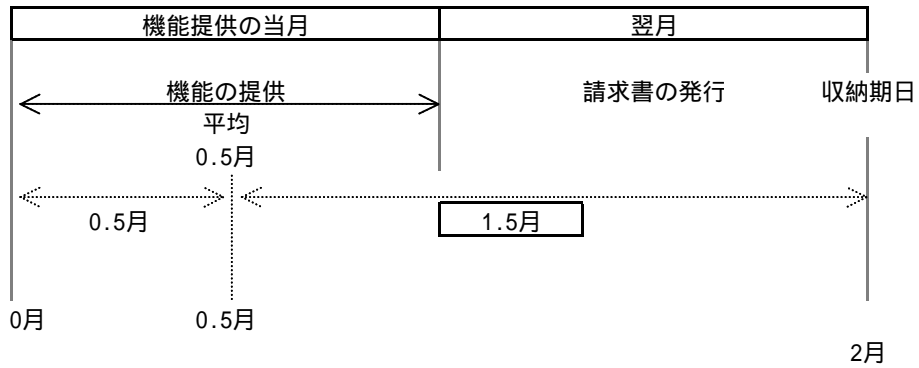
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	7,565,395 (A)
貯蔵品 ()	26,829 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0035 (C)

貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品(新品)であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注)なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

接続料収納までの平均的な日数の算定

(1)機能の提供と接続料の収納までの日程



(2)機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヲ月}}{12 \text{ ヲ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B / S (H12)稼働ベース		レートベース		(資本構成)	
電気通信事業 固定資産 7,565,395	有利子負債 2,261,233 (0.220)	H12稼働 電気通信事業固定資産 7,565,395	有利子負債 2,261,233 (0.281)	退職給与引当金 1,841,287 (0.229)	負債
	その他の負債 1,484,375 (0.144)				
	退職給与引当金 2,608,031 (0.253)	貯蔵品(月平均) 26,829			資本
流動資産等 2,732,416	自己資本 3,944,172 (0.383)	投資等 24,353	自己資本 3,944,172 (0.490)		
計	10,297,811	計	8,046,692	計	8,046,692

流動資産の理論値と実績の差
481,297 - 2,732,416 = 2,251,119

流動資産の圧縮
2,251,119

圧縮後の資本構成比

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{(2,261,233 + 1,841,287)}{\text{負債}} \div \frac{8,046,692}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.510}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{2,261,233}{\text{有利子負債}} \div \frac{(2,261,233 + 1,841,287)}{\text{負債の合計}} = \boxed{0.551}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - 0.551 = \boxed{0.449}$$

有利子負債が負債の合計に占める比率

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.510}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.490}$$

他人資本利率の算定

(1)有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成12年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利率} = \boxed{2.74\%}$$

(単位：%)

年度	12
区分	
他人資本利率	2.74

(注)借入金の平均利率である。

(2)有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利率相当率} = \boxed{2.00\%}$$

(単位：%)

年度	8	9	10	11	12	平均
区分						
他人資本利率	2.98	2.20	1.50	1.69	1.64	2.00

(注)国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3)他人資本利率

$$\text{他人資本利率} = 2.74\% \times 0.551 + 2.00\% \times 0.449 = \boxed{2.41\%}$$

(有利子負債に対する利率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度	10	11	12	平均(注4)
					H12 単年
主要企業の自己資本利益率(注1)		1.18	0.90	2.35	-
値の適用		x	x		-
リスクフリーレート(注2)		1.50	1.69	1.64	-
-		-	-	0.71	-
選択される自己資本利益率	=0.6 (注3)	-	-	2.07	2.07

(注1) 主要企業の自己資本利益率は「日経経営指標」より。但し、平成12年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) 値については、昨年度と同値(0.6)とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。ただし、平成10、11年度については、主要企業の自己資本利益率がリスクフリーレートを下回っているため除外している。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

区分	年度	8	9	10	11	12	平均
主要企業の自己資本利益率		4.19	3.04	1.18	0.90	2.35	2.33

(注) 「日経経営指標」より。ただし平成12年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 2.07%

利益対応税率の算定

利益対応税としては、事業税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 69.87%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

税引前利益を y 、税額を x_n とする。

事業税実効税率

事業税額を x_1 とする。

$$x_1 = (y - x_1) \times 0.101$$

$$x_1 = \frac{0.101}{1+0.101} \times y = \underline{0.0917y}$$

法人税実効税率

法人税額を x_2 とする。

$$\begin{aligned} x_2 &= \text{事業税引後利益} \times 0.3 \\ &= (y - 0.0917y) \times 0.3 \\ &= \underline{0.2725y} \end{aligned}$$

道府県民税実効税率

道府県民税額を x_3 とする。

$$\begin{aligned} x_3 &= \text{法人税額} \times 0.05 \\ &= 0.2725y \times 0.05 = \underline{0.0136y} \end{aligned}$$

市町村民税実効税率

市町村民税額を x_4 とする。

$$\begin{aligned} x_4 &= \text{法人税額} \times 0.123 \\ &= 0.2725y \times 0.123 = \underline{0.0335y} \end{aligned}$$

税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$\begin{aligned} x &= x_1 + x_2 + x_3 + x_4 \\ &= \underline{0.4113y} \end{aligned}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.4113y}{(1-0.4113)y} = \frac{0.4113y}{0.5887y} = 0.6987$$

税引前利益 y

利益対応税 $x = 0.4113y$

税引後利益

$z = (1-0.4113)y$

(参考1)

音声伝送役務損益明細表

(単位:百万円)

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	レートベース
加入電話及び総合デジタル通信	2,967,174	3,049,069	81,895	4,881,003
基本料	1,572,195	1,562,677	9,518	2,879,926
(再)第2種総合デジタル 通信サービス	39,526	96,585	57,059	138,905
市内通信	844,653	887,360	42,707	1,554,271
市外通信	181,559	187,808	6,249	328,152
その他	368,763	411,222	42,459	118,655
公衆電話及びデジタル公衆電話	40,136	79,078	38,942	94,259
その他	1,164,299	1,130,863	33,436	1,510,550
計	4,171,611	4,259,012	87,401	6,485,812

注1. 数値はNTT東日本とNTT西日本の合計値 (H12年度実績値)である。

注2. レートベースは、正味固定資産価額の実績値等を基に算定

(参考2)

音声伝送役務損益明細表における営業費用の内訳

(単位:百万円)

区分	第2種総合デジタル通信サービス 基本料			
	営業費用	設備区別の費用 明細表に記載される 費用に相当するもの	申込受付及び故障 対応に関する連絡 調整を行う業務に係 る費用	- -
営業費	8,453	635	2,641	5,177
システム提案・商品広告等	5,177	0	0	5,177
申込受付及び故障対応に係る 調整業務	2,641	0	2,641	0
データベース管理・料金関連業務	560	560	0	0
貸倒損失	75	75	0	0
施設保全費	35,200	35,193	0	7
共通費	5,754	4,800	321	633
管理費	3,864	2,843	180	841
試験研究費	3,296	2,780	0	516
租税公課	4,999	4,964	10	25
減価償却費	31,157	31,081	23	53
固定資産除却費	3,861	3,847	4	10
(再)除却損	1,888	1,881	2	5
合 計	96,585	86,144	3,179	7,262

注 数値はNTT東日本とNTT西日本の合計値(H12年度実績)である。

(別紙 1)H13.8.31認可 算定根拠より

原価の算定及び料金の設定

端末回線伝送機能

1.光信号端末回線伝送機能

(1)原価の算定

(単位:百万円)

区分	端末系 伝送路	加入者回線		支配線盤		OCU	PHS基地局 回線管理費	備考		
		光	その他 (左記以外)	光	その他 (左記以外)					
指定設備管理運営費	1,046,304	988,143	77,936	910,207	21,413	1,413	20,000	33,924	2,822	【別紙1】光信号端末回線伝送機能の費用明細表より 除体は(参考1・3より)】
他人資本費用	43,211	40,856	4,733	36,123	1,200	79	1,122	1,137	18	レート×他人資本比率×他人資本利率
自己資本費用	36,314	34,334	3,978	30,357	1,009	66	943	955	16	レート×自己資本比率×自己資本利率
利益対応税	34,953	33,047	3,829	29,219	971	64	908	919	15	(自己資本費用+(有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
合計	1,160,782	1,096,380	90,476	1,005,906	24,593	1,622	22,973	36,935	2,871	+ + +

正味固定資産	2,780,997	2,628,496	309,762	2,318,733	77,966	5,142	72,824	73,645	888	【別紙2】光信号端末回線伝送機能の固定資産明細表より 除体は(参考2・4より)】
投資等	9,733	9,200	1,084	8,116	273	18	255	258	3	正味固定資産×投資等比率
貯蔵品	7,231	6,834	805	6,029	203	13	189	191	2	正味固定資産×貯蔵品比率
運転資本	79,807	76,385	3,565	72,820	1,488	57	1,430	1,597	338	(設備管理運営費-(租税公課+減価償却費+固定資産除却損))×45.625日÷365日
レートベース	2,877,768	2,720,915	315,216	2,405,698	79,930	5,230	74,698	75,691	1,231	+ + +
有利子負債以外の負債の額	596,167	563,673	65,301	498,372	16,559	1,083	15,475	15,680	255	レート×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
租税公課	66,019	64,089	8,328	55,761	1,202	79	1,123	710	17	
減価償却費	316,069	288,770	39,383	249,387	7,777	839	6,938	19,438	82	【別紙1】光信号端末回線伝送機能の費用明細表より 除体は(参考1・3より)】
固定資産除却損	25,761	24,208	1,709	22,499	534	36	497	997	20	

(2)料金の設定

A.施設設置負担金の適用のないサービスにおける加算料相当コストの算定

区分	192kb/s以上サービス	備考
施設設置負担金の額(円/回線)	102,000	
平均償却年数(年)	11	圧縮記憶対象設備の平均償却期間(平成11年度実績)
年間減価償却費(円)	9,273	÷
他人資本費用(円)	766	レート×他人資本比率×他人資本利率
自己資本費用(円)	644	レート×自己資本比率×自己資本利率
利益対応税(円)	620	(自己資本費用+(有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
加算料(円/回線・年)	11,303	+ + +
加算料(円/回線・月)	942	÷12ヶ月
加算料(円/芯・月)	471	÷2
施設設置負担金の適用のないサービスの芯線数	14,842	料金設定に使用した回線数(施設設置負担金の適用のないサービスの回線数(192kb/s以上サービス)より)
加算料相当コスト(百万円)	84	× ×12ヶ月
レートベース(円/回線)	51,000	×0.5 レートベース残高率)
有利子負債以外の負債の額(円)	10,565	レート×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

B.料金の設定

基本料

A.加入者回線

区分	コスト等		備考
	平成11年実績	平成13~19年(7年)	
a.原価(百万円)	90,476	1,039,986	(1)のより / 平成13~19年(7年)は(別添1)より
b.加算料相当コスト(百万円)	84	76,358	Aの 加算料相当コスト/平成13~19年(7年)は(別添1)より
c.芯線数(千芯)	249.67	17,739	料金設定に使用した回線数より / 平成13~19年(7年)は(別添1)より
d1.芯あたりコスト(円/芯・月)	30,170	4,527	(a-b)÷c÷12ヶ月

B.支配線盤

区分	コスト等		備考
	平成11年実績	平成13~19年(7年)	
a.原価(百万円)	1,622	16,278	(1)のより / 平成13~19年(7年)は(別添2)より
b.芯線数(千芯)	249.67	17,739	料金設定に使用した回線数より / 平成13~19年(7年)は(別添2)より
c.1芯あたりコスト(円/芯・月)	541	76	a÷b÷12ヶ月

C.合計

区分	料金等		備考
	平成11年実績	平成13~19年(7年)	
料金(円/芯・月)	30,711	4,603	A0d+B0c

加算料

区分	料金	備考
料金(円/芯・月)	471	A0 加算料(円/芯・月)より

(別紙2) H14.1.31認可 算定根拠より

・原価の算定及び料金設定

1. 端末回線伝送機能

(1)原価の算定

(百万円)

区分	端末系伝送路						備 考
	加入者回線	加入者回線				(再掲)試験受付	
		光加入者回線	メタル加入者回線	(再掲)メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付		
指定設備管理運営費	1,157,203	983,283	80,912	902,369	857,212	28,450	別紙1.加入者回線-主配線盤の費用明細表より (全体は参考1より)
他人資本費用	35,262	32,565	3,911	28,655	26,809	505	レトハ-ス×他人資本比率×他人資本利率
自己資本費用	29,100	26,874	3,227	23,647	22,124	417	レトハ-ス×自己資本比率×自己資本利率
利益対応税	29,513	27,255	3,273	23,982	22,438	423	(自己資本費用+(有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
合計	1,251,078	1,069,977	91,323	978,653	928,583	29,795	+ + +

正味固定資産	2,758,767	2,556,650	312,324	2,244,326	2,097,655	37,922	別紙2.加入者回線-主配線盤の固定資産明細表より (全体は参考2より)
投資等	8,828	8,181	999	7,182	6,713	121	正味固定資産×投資等比率
貯蔵品	9,656	8,948	1,093	7,855	7,342	133	正味固定資産×貯蔵品比率
運転資本	91,689	75,744	3,764	71,980	69,271	2,894	(設備管理運営費-(租税公課+減価償却費+固定資産除却損))×45.625日÷365日
レトハ-ス	2,868,940	2,649,523	318,180	2,331,343	2,181,181	41,070	+ + +
有利子負債以外の負債の額	656,959	606,714	72,860	533,854	499,469	9,405	レトハ-ス×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
租税公課	67,247	64,429	8,552	55,876	52,482	351	
減価償却費	330,873	289,334	40,215	249,119	230,343	2,990	別紙1.加入者回線-主配線盤の費用明細表より (全体は参考1より)
固定資産除却損	25,568	23,568	2,031	21,536	20,217	1,961	

区分	端末系伝送路						備 考	
	主配線盤	主配線盤			OCU			
		光主配線盤	メタル主配線盤	(再掲)メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤	光	メタル		
指定設備管理運営費	22,001	1,398	20,602	20,137	50,652	6,687	43,964	別紙1.加入者回線-主配線盤の費用明細表より (全体は参考1より)
他人資本費用	996	69	928	905	1,305	169	1,136	レトハ-ス×他人資本比率×他人資本利率
自己資本費用	822	57	766	747	1,077	140	937	レトハ-ス×自己資本比率×自己資本利率
利益対応税	834	58	777	758	1,092	142	950	(自己資本費用+(有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
合計	24,653	1,582	23,073	22,547	54,126	7,138	46,987	+ + +

正味固定資産	79,035	5,490	73,544	71,719	103,076	13,345	89,731	別紙2.加入者回線-主配線盤の固定資産明細表より (全体は参考2より)
投資等	253	18	235	230	330	43	287	正味固定資産×投資等比率
貯蔵品	277	19	257	251	361	47	314	正味固定資産×貯蔵品比率
運転資本	1,498	61	1,438	1,418	2,379	323	2,056	(設備管理運営費-(租税公課+減価償却費+固定資産除却損))×45.625日÷365日
レトハ-ス	81,063	5,588	75,474	73,618	106,146	13,758	92,388	+ + +
有利子負債以外の負債の額	18,563	1,280	17,283	16,858	24,306	3,150	21,156	レトハ-ス×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
租税公課	1,200	83	1,116	1,089	960	121	839	
減価償却費	8,344	796	7,547	7,283	29,630	3,840	25,790	別紙1.加入者回線-主配線盤の費用明細表より (全体は参考1より)
固定資産除却損	470	33	436	425	1,032	146	885	

区分	端末系伝送路				指定設備利用部門		備 考	
	回線管理運営			DB管理および料金計算	回線管理運営			
	DB管理および料金計算	料金請求	その他		料金計算	料金請求		
指定設備管理運営費	101,267	93,183	17	8,066	88,101	14,001	74,100	参考1.設備区分別の費用明細表より
他人資本費用	396	364	0	31	1,192	190	1,003	レトハ-ス×他人資本比率×他人資本利率
自己資本費用	327	301	0	26	984	156	828	レトハ-ス×自己資本比率×自己資本利率
利益対応税	332	305	0	26	998	158	840	(自己資本費用+(有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
合計	102,322	94,153	17	8,149	91,275	14,505	76,771	+ + +

正味固定資産	20,004	18,410	16	1,577	85,723	13,623	72,100	参考2.設備区分別固定資産明細表より
投資等	64	59	0	5	274	44	231	正味固定資産×投資等比率
貯蔵品	70	64	0	6	300	48	252	正味固定資産×貯蔵品比率
運転資本	12,069	11,105	2	961	10,714	1,703	9,011	(設備管理運営費-(租税公課+減価償却費+固定資産除却損))×45.625日÷365日
レトハ-ス	32,207	29,638	18	2,549	97,011	15,418	81,594	+ + +
有利子負債以外の負債の額	7,375	6,787	4	584	22,215	3,531	18,684	レトハ-ス×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
租税公課	656	604	0	52	355	56	298	
減価償却費	3,563	3,279	0	284	1,746	277	1,469	参考1.設備区分別の費用明細表より
固定資産除却損	497	457	0	39	288	45	242	

(2)料金の設定

A. 施設設置負担金にかかる加算料相当コストの算定

区分	2線式着信用電話	2線式負担金なし	4線式	備考
2線式の施設設置負担金の額(円/回線)	72,000	72,000	72,000	
設備数(2線式を1とした場合)	1	1	2	
×(円)	72,000	72,000	144,000	
施設設置負担金の額(円/回線)	40,000	0	102,000	
÷(円)	32,000	72,000	42,000	
平均償却年数(年)	14	14	14	圧縮記帳対象設備の平均償却期間(平成12年度実績)
年間減価償却費(円)	2,286	5,143	3,000	÷
他人資本費用(円)	197	442	258	レトハ-ス×他人資本比率×他人資本利率
自己資本費用(円)	162	365	213	レトハ-ス×自己資本比率×自己資本利率
利益対応税(円)	164	370	216	(自己資本費用+(有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
加算料(円/回線・年)	2,809	6,320	3,687	+ + +
施設設置負担金の適用のないレトハ-スの回線数	462,430	1,420,963	525,565	・料金設定に使用した回線数の1.端末回線数より
加算料相当コスト(百万円)	1,299	8,980	1,938	×
レトハ-ス(円/回線)	16,000	36,000	21,000	×0.5(レトハ-ス残高率)
有利子負債以外の負債の額(円)	3,664	8,244	4,809	レトハ-ス×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

B. 加入者回線

メタル設備のみを用いる加入者回線

区分	コスト等	備考
a. 原価 (百万円)	917,201	ア・イ・ウ
ア. メタル設備のみを用いる加入者回線	928,583	(1)D メタル設備のみを用いる加入者回線
イ. DSL回線故障対応機能コスト	2	DSL回線故障対応機能1回線あたりコスト=40円 ⑧-(3)cより)× 対象回線数4,275回線 (.料金設定に使用した回線数の1より)×12ヶ月>
ウ. 加算料相当コスト(メタル設備のみ使用回線相当)	11,380	A/D 加算料相当コスト合計 (2,217百万円 ⑧×9)×⑦÷②回線数に占めるメタル設備のみを用いる回線数の割合=62,189,797回線/66,761,938回線< (.料金設定に使用した回線数の1の対⑧×⑦の収容形態別回線数より)で按分
b. 回線数 (回線)	62,189,797	.料金設定に使用した回線数の1より
c. 1回線あたりコスト(円/回線 ②線式(タイプ1)・月)	1,229	a÷ b ÷ 12ヶ月

上記以外のメタル加入者回線

区分	コスト等	備考
a. 原価 (百万円)	966,397	ア - イ - ウ - エ
ア. 加入者回線	978,653	(1)D メタル加入者回線
イ. 帯域透過端末回線コスト	37	メタル設備のみを用いる加入者回線 1回線あたりコスト=1,229円 (のc)× 帯域透過端末回線数2,482回線 (.料金設定に使用した回線数の1より)×12ヶ月>
ウ. DSL回線故障対応機能コスト	2	DSL回線故障対応機能1回線あたりコスト=40円 ⑧-(3)cより)× 対象回線数4,275回線 (.料金設定に使用した回線数の1より)×12ヶ月>
エ. 加算料相当コスト	12,217	A/D 加算料相当コスト合計
b. 回線数 (回線)	66,759,456	.料金設定に使用した回線数の1より
c. 1回線あたりコスト(円/回線 ②線式(タイプ1)・月)	1,206	a÷ b ÷ 12ヶ月

C. OCU

区分	光	メタル	備考
a. 原価 (百万円)	7,138	46,987	(1)D OCU
b. 5DN回線数 (回線)	104,275	8,214,541	.料金設定に使用した回線数の1より
c. 1回線あたりコスト (円/回線(2芯式・2線式)・月)	5,704	477	a÷ b ÷ 12ヶ月

D. 主配線盤

メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤

区分	コスト等	備考
a. 原価 (百万円)	22,547	(1)D メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
b. 回線数 (回線)	62,211,661	.料金設定に使用した回線数の1より
c. 1回線あたりコスト(円/回線 ②線式(タイプ1)・月)	30	a÷ b ÷ 12ヶ月

その他のメタル主配線盤

区分	コスト等	備考
a. 原価 (百万円)	23,064	ア - イ
ア. 加入者回線	23,073	(1)D メタル主配線盤
イ. メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤相当コスト	9	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤の1回線あたりコスト=30円 (のc)× 対象回線数24,346回線(=2,482+21,864) (.料金設定に使用した回線数の1より)×12ヶ月>
b. 回線数 (回線)	66,759,456	.料金設定に使用した回線数の1より
c. 1回線あたりコスト(円/回線 ②線式(タイプ1)・月)	29	a÷ b ÷ 12ヶ月

E. 5M折返し接続機能 (15Mb/s)局内伝送路

区分	コスト等	備考
a. 設備管理運営費 (円/回線・年)	40,410	
b. 他人資本費用 (円/回線・年)	1,657	接続約款 料金表 第1 接続料金 第2期改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
c. 自己資本費用 (円/回線・年)	1,367	
d. 利益対応税 (円/回線・年)	1,386	
e. ケーブル設備計 (円/回線・年)	44,820	a+ b+ c+ d
f. 局舎土地 (円/回線・年)	3,133	接続約款 料金表 第1 接続料金 第2期改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
g. 年間コスト計 (円/回線・年)	47,953	e+ f
h. 1回線あたりコスト (円/回線・月)	3,996	g÷ 12

F. 5M折返し接続機能 (128kb/s)局内伝送路

区分	コスト等	備考
a. 設備管理運営費 (円/回線・年)	2,001	
b. 他人資本費用 (円/回線・年)	93	接続約款 料金表 第1 接続料金 第2期改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
c. 自己資本費用 (円/回線・年)	77	
d. 利益対応税 (円/回線・年)	78	
e. ケーブル設備計 (円/回線・年)	2,249	a+ b+ c+ d
f. 局舎土地 (円/回線・年)	469	接続約款 料金表 第1 接続料金 第2期改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
g. 年間コスト計 (円/回線・年)	2,718	e+ f
h. 1回線あたりコスト (円/回線・月)	227	g÷ 12

G. 料金の設定

基本料

端末回線伝送機能 (第5条 ④標準的な接続箇所 第1項の表中第2-3欄で接続する場合) イ. 端末回線により伝送を行う機能 (1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)

区分	料金	備考
a. OCu (円/回線・月)	5,704	Cのcの光
b. 主配線盤 (円/回線・月)	152	別紙5の1-1-(2)B Bのcの平成13～19年(7年)×2(芯)
c. 局内伝送路 (円/回線・月)	3,996	Eのh
d. 料金 (円/回線・月)	9,852	a+ b+ c

端末回線伝送機能 (第5条 ④標準的な接続箇所 第1項の表中第2-3欄で接続する場合) ア. 端末回線により伝送を行う機能 (128kbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)

区分	料金	備考
a. OCu (円/回線・月)	477	Cのcのメタル
b. 主配線盤 (円/回線・月)	29	Dの c
c. 局内伝送路 (円/回線・月)	227	Fのh
d. 料金 (円/回線・月)	733	a+ b+ c

・PHS基地局回線機能

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	1,235	Bの c+ Dの c

端末回線伝送機能 (第5条 ④標準的な接続箇所 第1項の表中第2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能のA 128kbit/sの符号伝送が可能なもの

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	5,961	Bの c× の1のc保守換算係数の(2)+Dの c× の1のc保守換算係数の(2)+4-1の(2)の主配線盤-専用加入者線装置に1-1のc× の2のBの 速度換算係数× の1のc保守換算係数の(2)+4-1の(2)のIPネットワーク網接続専用のBのc 低速用× の1のc保守換算係数の(2)+4-1の(2)の専用回線管理運営費のc

端末回線伝送機能 (第5条 ④標準的な接続箇所 第1項の表中第2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能のイ 1.536Mbit/s又は6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	42,339	別紙5の1-1-(2)B Cの平成13～19年(7年)× の1のc保守換算係数の(6)×2(芯)+4-1の(2)のIPネットワーク網接続専用のBのc 高速用× の1のc保守換算係数の(6)+4-1の(2)の専用回線管理運営費のc

端末回線伝送機能 (第5条 ④標準的な接続箇所 第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA 2線式のもの(A)保守の区分がタイプ1のもの

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	1,235	Bの c+Dの c

端末回線伝送機能 (第5条 ④標準的な接続箇所 第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA 2線式のもの(イ) (ア)以外のもの

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	1,309	Bの c× の1のc保守換算係数の(2)+Dの c× の1のc保守換算係数の(2)

端末回線伝送機能 (第5条 ④標準的な接続箇所 第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のイ 4線式のもの

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	2,925	(Bの c× の1のc保守換算係数の(3)+Dの c× の1のc保守換算係数の(25))×2(対) + 加算料 4線式

端末回線伝送機能 (第5条 ④標準的な接続箇所 第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のイ 当社の局内スイッチングを利用しない場合の (ア) (イ)以外の場合

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	1,786	Bの c+Dの c+ 加算料 2線式 負担金なし

端末回線伝送機能 (第5条 ④標準的な接続箇所 第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のイ 当社の局内スイッチングを利用しない場合の (イ) 電話重畳する場合

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	30	Dの c

端末回線伝送機能 (第5条 ④標準的な接続箇所 第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA 当社の局内スイッチングを利用する場合

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	247	Dの c+ 別紙6の1-(2) Aのg+ 別紙6の1-(2) Bの k 2

端末回線伝送機能 (第5条 ④標準的な接続箇所 第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のウ 1芯式のもの(A)保守の区分がタイプ1のもの

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	4,603	別紙5の1-1-(2)B Cの平成13～19年(7年)

端末回線伝送機能 (第5条 ④標準的な接続箇所 第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のウ 1芯式のもの(イ) (ア)以外のもの

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	4,879	別紙5の1-1-(2)B Cの平成13～19年(7年)× の1のc保守換算係数の(6)

端末回線伝送機能 (第5条 ④標準的な接続箇所 第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のエ 2芯式のもの(A)保守の区分がタイプ1のもの

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	9,206	別紙5の1-1-(2)B Cの平成13～19年(7年)× 2(芯)

端末回線伝送機能 (第5条 ④標準的な接続箇所 第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のエ 2芯式のもの(イ) (ア)以外のもの

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	9,750	別紙5の1-1-(2)B Cの平成13～19年(7年)× の1のc保守換算係数の(8)×2(芯)

端末回線伝送機能 (第5条 ④標準的な接続箇所 第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のオ 4芯式のもの

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	19,516	別紙5の1-1-(2)B Cの平成13～19年(7年)× の1のc保守換算係数の(6)×4(芯)

端末回線伝送機能 (第5条 ④標準的な接続箇所 第1項の表中第1-3欄で接続する場合) 光信号端末回線により1芯にて伝送を行う機能 (イ) (ア)保守の区別がタイプ1のもの 以外のもの

区分	料金	備考
料金 (円/芯・月)	4,879	別紙5の1-1-(2)B Cの平成13～19年(7年)× の1のc保守換算係数の(6)

加算料

2線式 設置負担金なし

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	527	A/D 加算料 (円 / 回線 年) × 2線式負担金なし ÷ 12ヵ月

・4線式

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	307	A/D 加算料 (円 / 回線 年) × 4線式 ÷ 12ヵ月

2線式以外 (光・1芯式のもの)

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	471	別紙5の1-1-(2)B

2線式以外 (光・2芯式のもの)

区分	料金	備考
料金 (円/回線・月)	942	別紙5の1-1-(2)B ×2(芯)

電気通信事業法第38条の2第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

目次
 第3章 協定締結手続き
 第8節 更改
 第36条 更改

第8節 更改
 (更改)
 第36条 当社は、次の各号に規定するところにより、PHS接続装置、PHS網制御局、ICカード対応デジタル公衆電話に係るサービス制御局若しくはサービス制御統括局、加入者交換機接続用伝送路設備利用機能に係る伝送装置、番号送出機能に係る伝送装置、中継交換機接続用伝送路設備利用機能に係る伝送装置、信号用中継交換機接続用伝送路設備利用機能に係る伝送装置、時報音源提供機能に係る時報音源装置、ノーリング通信機能の提供に係る加入者交換機に付加する装置若しくは接続用ソフトウェア(以下この条において「PHS装置等」といいます。)又は光信号伝送装置(100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、以下この条において同じとします。)若しくは光信号電気信号変換装置を更改します。

(1) そのPHS装置等が法定耐用年数を経過していないときは、協定事業者と協議の上、更改の可否、更改時期又は費用負担の方法等について決定します。

(2) そのPHS装置等が法定耐用年数を経過しているとき又は光信号伝送装置若しくは光信号電気信号変換装置を更改するときは、更改の1年前に協定事業者に書面により通知します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、当社が更改を決定する以前に協定事業者から更改の申し入れがあったときは、光信号伝送装置又は光信号電気信号変換装置を除き、協議の上、更改について決定することとします。

点線下線部は、平成14年5月14日西相制第27号で認可申請中です。

目次
 第3章 協定締結手続き
 第8節 当社の電気通信設備又はソフトウェアの更改又は利用中止
 第36条 当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改
 第36条の2 協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等
 第36条の3 個別管理対象設備の除却又は転用

第8節 当社の電気通信設備又はソフトウェアの更改又は利用中止
 (当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改)
 第36条 当社は、次の各号に規定するところにより、個別管理対象設備(料金表第1表第2(網改造料)1-1表に掲げる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアであって、同表中第47欄の伝送路設備利用機能に係る電気通信設備(伝送装置を除きます。)又はソフトウェア以外のものをいいます。以下同じとします。)又は光信号伝送装置(100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、以下同じとします。)若しくは光信号電気信号変換装置を更改(別表1(接続により提供する機能)に掲げる機能に係る既存の電気通信設備又はソフトウェアに代えて、当該機能に係る新たな電気通信設備又はソフトウェアを設置若しくは改修又は開発して利用開始することをいいます。以下同じとします。)します。

(1) その個別管理対象設備が法定耐用年数を経過していないときは、協定事業者と協議の上、更改の可否、更改時期及び費用負担の方法等について決定します。

(2) その個別管理対象設備が法定耐用年数を経過しているとき又は光信号伝送装置若しくは光信号電気信号変換装置を更改するときは、更改の1年前に協定事業者に書面により通知します。この場合において、協定事業者と協議の上、当該個別管理対象設備の費用負担の方法等について決定します。

点線下線部は、平成14年5月14日西相制第27号で認可申請中です。

(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)
第36条の2 個別管理対象設備を利用中止(別表1(接続により提供する機能)に掲げる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアの利用を中止することをいいます。以下同じとします。)しようとする協定事業者は、別表3(様式)様式第22-2の書面により、当社が指定する事務取扱所に申込みを行うことを要します。

2 協定事業者が個別管理対象設備を更改しようとするときは、前項の規定に基づく現に利用している個別管理対象設備の利用中止と、第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)、第29条(その他の接続用設備の設置又は改修の申込み)又は第30条(接続用ソフトウェアの開発の申込み)の規定に基づく新たな個別管理対象設備の設置若しくは改修又は開発による利用開始により行うものとします。

(網改造料の支払義務)

第66条 協定事業者は、次の各号に規定する期日を含む月から、当該機能に係る電気通信設備が撤去されるときはその期日を含む月(転用されるときはその期日を含む月の前月) までの期間(次の各号に規定する期日を含む月と撤去又は転用される期日を含む月が同一の月である場合は1月間とします。) に係る料金表第1表第2(網改造料) に規定する網改造料の支払いを要します。

(1) ~ (2) (略)

2 前項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第64条(定額制の網使用料の支払義務) 第3項及び第4項を準用することとし、同条第3項中「定額制の網使用料」とあるのは「網改造料」と読み替えるものとします。

(個別管理対象設備の除却又は転用)

第36条の3 協定事業者から前条第1項に規定する申込みがあった場合(複数の協定事業者(当社を含む場合があります。) が個別管理対象設備を利用している場合にあっては、全ての協定事業者から同時に当該設備の利用中止の申込みがあったときに限ります。) において、当社が個別管理対象設備の利用中止を承諾したときは、当社は、当該設備の利用中止に併せて、当該設備を撤去(別表1(接続により提供する機能) に掲げる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアを取り外すことをいいます。以下この条及び第66条(網改造料の支払義務) において同じとします。) します。

2 前項の場合において、撤去しようとする個別管理対象設備が転用(法定耐用年数経過前に撤去した電気通信設備を他の協定事業者の用に供するために再利用することをいいます。以下同じとします。) 可能でないと当社が判断したときは、当社は、当該設備を除却(撤去した電気通信設備又はソフトウェアを廃棄することをいいます。以下同じとします。) するものとし、当該設備が転用可能であると当社が判断したときは、当社は、当該設備を転用するものとします。

3 当社は、前条第1項に規定する申込みを行った協定事業者に、前2項に規定する撤去又は除却若しくは転用に伴い発生する費用の概算及び当該設備の転用の可否に係る情報を提供するものとします。

(網改造料の支払義務)

第66条 協定事業者は、次の各号に規定する期日を含む月から、当該機能に係る電気通信設備が撤去される期日を含む月までの期間(次の各号に規定する期日を含む月と撤去される期日を含む月が同一である場合は1月間とします。) に係る料金表第1表第2(網改造料) 2 - 1 に規定する網改造料の支払いを要します。

(1) ~ (2) (略)

2 第36条(当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改) の規定に基づき個別管理対象設備を更改したときは、協定事業者は、前項の規定に準じて、更改された新たな個別管理対象設備に係る網改造料の支払いを要します。

3 第36条(当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改) 又は第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等) 第1項の規定に基づき、当社又は協定事業者が個別管理対象設備を更改又は利用中止したときは、次項に規定する場合を除き、協定事業者は、料金表第1表第2(網改造料) 2(料金額) 2 - 1 の2に規定する網改造料の支払いを要します。

4 第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等) 第1項の規定に基づき、複数の協定事業者(当社を含む場合があります。) が現に利用している個別管理対象設備について一部の協定事業者がその利用を中止したときは、当該利用を中止した協定事業者は、料金表第1表第2(網改造料) 2(料金額) 2 - 1 の3に規定する網改造料の支払いを要します。

5 前各項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第64条(定額制の網使用料の支払義務) 第3項及び第4項を準用することとし、同条第3項中「定額制の網使用料」とあるのは「網改造料」と読み替えるものとします。

第2 網改造料
1 適用

区分	内容
(1)~(2) (略)	(略)
(3) 更改された接続用設備の減価償却費相当額の負担	第36条(更改)に基づき当社が接続用設備を更改した場合には、協定事業者は、更改後に新たに算定した減価償却費相当額の支払いを要します。
(4) 除却費の個別負担	協定事業者は、2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)中「設備管理運営費比率」欄(2)を適用する接続用設備について、第36条(更改)に基づき当社が接続用設備を更改した場合又は撤去した場合においては除却に伴い発生する費用(残存価額相当額及び撤去工事相当額)、当社がその接続用設備を転用した場合においては転用に伴い発生する費用(撤去工事相当額)の支払いを要します。
(5)~(6) (略)	(略)

2 料金額
(略)

2-1 算出式

項目	内容
年額料金	年額料金 = 設備管理運営費 + 他人資本費用 + 自己資本費用 + 利益対応税 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)
月額料金	当該設備の月額料金は、年額料金の12分の1とします。

第2 網改造料
1 適用

区分	内容
(1)~(2) (略)	(略)
(3)~(4) (略)	(略)

2 料金額
(略)

2-1 算出式

項目	内容
年額料金	合計 年額料金 = 設備管理運営費 + 他人資本費用 + 自己資本費用 + 利益対応税 ただし、第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)の規定に基づき、複数の協定事業者が現に利用している個別管理対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合は、当該設備の法定耐用年数が経過するまでの間、次の算出式により算定した料金額を減額します。 料金額 = 当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する当該設備に係る網改造料の利用中止直近の月額料金 × 12 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)
月額料金	当該設備の月額料金は、年額料金の12分の1とします。 年額料金の合計欄ただし書の場合であって、年額料金に変動があったときは、変動があった期日を含む月の翌月から月額料金を変更して適用します。

2-1の2 個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

第36条(当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改)又は第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)第1項の規定に基づき、当社又は協定事業者が個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合は、それぞれ次の算出式により協定事業者が負担する料金額を算定します。

(1) 当社が個別管理対象設備を除却する場合

ア 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合

料金額 = 残存価額相当額 + 撤去工事費

(ア) 残存価額相当額は、次の算出式により算定します。

残存価額相当額 = (取得固定資産価額 - 残存価額) × 法定耐用年数残存期間比率 + 残存価額

取得固定資産価額は、2 - 1 (算出式) 設備管理運営費工(イ)と(オ)の合計とします(2 - 1の2 (個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額)において同じとします。)。法定耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

法定耐用年数残存期間比率 = (法定耐用年数 × 12 - 法定耐用年数経過までの月数(当該設備が撤去される期日を含む月の翌月から、当該設備の法定耐用年数が経過する期日を含む月までの間の月数をいいます。以下同じとします。)) / (法定耐用年数 × 12)

(イ) 撤去工事費は、次の算出式により算定する実費とします。この場合において、料金表第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2 - 4(2 - 3に適用する作業単金)に規定する作業単金を適用します。

撤去工事費 = 作業単金 × 作業時間

イ 当該設備が法定耐用年数を経過している場合

料金額 = 残存価額 + 撤去工事費

撤去工事費は、上記ア(イ)に規定する算出式により算定する実費とします。

(2) 当社が個別管理対象設備を転用する場合

料金額 = 残存価額相当額 + 撤去工事費 + 転用物品価額

ア 残存価額相当額は、上記(1)ア(ア)に規定する算出式により算定します。

イ 撤去工事費は、上記(1)ア(イ)に規定する算出式により算定する実費とします。

ウ 転用物品価額は、次の算出式により算定します。

転用物品価額 = (取得固定資産価額 - 当該設備の定率法による償却累計額) × 物品費 / 取得固定資産価額

2 - 1の3 複数の協定事業者が現に利用している個別管理対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合の料金額

第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)の規定に基づき、複数の協定事業者が現に利用している個別管理対象設備(法定耐用年数を経過していないもの)に限り、一部の協定事業者がその利用を中止する場合は、次の算出式により当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する料金額を算定します。ただし、全ての協定事業者間に別段の合意があり、当社の承諾を受けた場合はこの限りではありません。

料金額 = 当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する当該設備に係る網改造料の利用中止直近の月額料金 × 法定耐用年数残存期間(法定耐用年数 × 12 - 法定耐用年数経過までの月数)

2 - 2 (略)

2 - 3 年額料金の算定に係る比率

	区 分		内 容
設備管理運営費比率	(1) (略)	(略)	(略)
	(2) 除却費を個別に支払う場合(第36条(更改)の規定に基づき、個別に設備を管理できる場合に限り、)	(略)	(略)
(略)			(略)

2 - 2 (略)

2 - 3 年額料金の算定に係る比率

	区 分		内 容
設備管理運営費比率	(1) (略)	(略)	(略)
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限り、)	(略)	(略)
(略)			(略)

別表3 様式
様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

西日本電信電話株式会社
殿
第 号
年 月 日
氏名 所属(法人名等) 印

下記により、相互接続点を設置等しようとする場所又は光回線設備の利用区間について事前照会を申し込みます。

記

(略)

様式第3 (第10条の3第1項関係)

相互接続点調査申込書

西日本電信電話株式会社
殿
第 号
年 月 日
氏名 所属(法人名等) 印

下記により相互接続点調査を依頼します。

記

(略)

様式第5 (第10条の4第1項関係)

相互接続点設置申込書

西日本電信電話株式会社
殿
第 号
年 月 日
氏名 所属(法人名等) 印

弊社相互接続点調査申込書(年 月 日付け 号)に対する貴社回答書(年 月 日)につきまして、回答書の内容で相互接続点の設置を申し込みます。

(略)

様式第6 (第10条の5第2項及び第10条の11第2項関係)
通信用建物等立入申込書

第 号
年 月 日

別表3 様式
様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

西日本電信電話株式会社
殿
第 号
年 月 日
氏名 所属(法人名等) 印

貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所又は光回線設備の利用区間について事前照会を申し込みます。

記

(略)

様式第3 (第10条の3第1項関係)

相互接続点調査申込書

西日本電信電話株式会社
殿
第 号
年 月 日
氏名 所属(法人名等) 印

貴社接続約款第10条の3(相互接続点の調査)第1項の規定により、相互接続点調査を依頼します。

記

(略)

様式第5 (第10条の4第1項関係)

相互接続点設置申込書

西日本電信電話株式会社
殿
第 号
年 月 日
氏名 所属(法人名等) 印

貴社接続約款第10条の4(相互接続点の設置の申込み)第1項の規定により、弊社相互接続点調査申込書(年 月 日付け 号)に対する貴社回答書(年 月 日)につきまして、回答書の内容で相互接続点の設置を申し込みます。

(略)

様式第6 (第10条の5第2項及び第10条の11第2項関係)
通信用建物等立入申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

氏名 所属(法人名等) 印

下記により貴社の通信用建物等に立ち入りたいので、申し込みます。

記

(略)

様式第7-2(第10条の9第1項関係)

線路設備調査申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

氏名 所属(法人名等) 印

次のとおり、貴社の光回線設備との接続を行いたいので、線路設備調査を申し込みます。

(略)

様式第7-4(第10条の10第1項関係)

線路設備接続申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

氏名 所属(法人名等) 印

弊社線路設備調査申込書(年 月 日付け第 号)に対する貴社回答書(年 月 日付け第 号)につきまして、回答書の内容で光回線設備との接続を申し込みます。

(略)

様式第8(第11条第2項関係)

事前調査申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

西日本電信電話株式会社

殿

氏名 所属(法人名等) 印

貴社接続約款第10条の5(接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)第2項/貴社接続約款第10条の11(光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り)第2項の規定により、貴社の通信用建物等に立ち入りたいので、申し込みます。

記

(略)

様式第7-2(第10条の9第1項関係)

線路設備調査申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

氏名 所属(法人名等) 印

貴社接続約款第10条の9(光回線設備の線路設備調査)第1項の規定により、貴社の光回線設備との接続を行いたいので、線路設備調査を申し込みます。

(略)

様式第7-4(第10条の10第1項関係)

線路設備接続申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

氏名 所属(法人名等) 印

貴社接続約款第10条の10(光回線設備の接続申込み)第1項の規定により、弊社線路設備調査申込書(年 月 日付け第 号)に対する貴社回答書(年 月 日付け第 号)につきまして、回答書の内容で光回線設備との接続を申し込みます。

(略)

様式第8(第11条第2項関係)

事前調査申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

次の通り、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申し込みます。

（略）

様式第 11（第 14 条第 1 項関係）

ソフトウェア開発費の適正性に関する協議申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）について、ソフトウェア開発費の適正性に関する協議を申し込みます。

（略）

様式第 12（第 21 条第 1 項関係）

接続申込書

年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）につきまして、回答書の内容で接続を申し込みます。

（略）

様式第 14（第 24 条第 1 項第 1 号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

年度 相互接続用電気通信設備の建設を下記により申し込みます。

貴社接続約款第11条（事前調査の申込み）第2項の規定により、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申し込みます。

（略）

様式第 11（第 14 条第 1 項関係）

ソフトウェア開発費の適正性に関する協議申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

貴社接続約款第14条（ソフトウェア開発費の適正性に関する協議の申込み等）第1項の規定により、弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）について、ソフトウェア開発費の適正性に関する協議を申し込みます。

（略）

様式第 12（第 21 条第 1 項関係）

接続申込書

年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

貴社接続約款第 21 条（接続申込み）第 1 項の規定により、弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）につきまして、回答書の内容で接続を申し込みます。

（略）

様式第 14（第 24 条第 1 項第 1 号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第 24 条（申込みに必要な資料の提出）第 1 項第 1 号の規定により、年度 相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

(略)

様式第15 (第24条第1項第2号関係)
相互接続用電気通信設備建設申込書 (活用型PHS事業者用)

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

印

年度 相互接続用電気通信設備の建設を下記により申し込みます。

記

(略)

様式第15-1 (第24条第1項第3号関係)
相互接続用電気通信設備建設申込書 (IP通信網終端装置と接続する事業者用)

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

印

相互接続用電気通信設備の建設を下記により申し込みます。

記

(略)

様式第15-2 (第24条第1項第4号関係)
相互接続用電気通信設備建設申込書
(光信号電気信号変換装置又は光信号伝送装置と接続する事業者用)

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

印

相互接続用電気通信設備の建設を下記により申し込みます。

記

(略)

様式第16 (第27条第1項関係)

記

(略)

様式第15 (第24条第1項第2号関係)
相互接続用電気通信設備建設申込書 (活用型PHS事業者用)

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

印

貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第2号の規定により、年度 相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

(略)

様式第15-1 (第24条第1項第3号関係)
相互接続用電気通信設備建設申込書 (IP通信網終端装置と接続する事業者用)

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

印

貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第3号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

(略)

様式第15-2 (第24条第1項第4号関係)
相互接続用電気通信設備建設申込書
(光信号電気信号変換装置又は光信号伝送装置と接続する事業者用)

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

印

貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第4号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

(略)

様式第16 (第27条第1項関係)

相互接続用電気通信設備建設変更申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

印

年 月 日付け 号で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、下記のとおり変更を申し込みます。

記

(略)

様式第 18 (第 27 条第 3 項関係)

相互接続用電気通信設備建設中止申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

印

年 月 日付け 号で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、下記のとおり中止を申し込みます。

記

(略)

様式第 21 (第 33 条第 1 項関係)

接続用ソフトウェア開発中止申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

印

年 月 日付け 号で申し込んだ接続用ソフトウェア開発申込につきまして、下記のとおり中止を申し込みます。

記

(略)

相互接続用電気通信設備建設変更申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

印

貴社接続約款第 27 条(接続用設備の設置又は改修の変更等)第 1 項の規定により、年 月 日付け 号で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、変更を申し込みます。

記

(略)

様式第 18 (第 27 条第 3 項関係)

相互接続用電気通信設備建設中止申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

印

貴社接続約款第 27 条(接続用設備の設置又は改修の変更等)第 3 項の規定により、年 月 日付け 号で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、中止を申し込みます。

記

(略)

様式第 21 (第 33 条第 1 項関係)

接続用ソフトウェア開発中止申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

印

貴社接続約款第 33 条(接続用ソフトウェアの開発の中止)第 1 項の規定により、年 月 日付け 号で申し込んだ接続用ソフトウェア開発申込につきまして、中止を申し込みます。

記

(略)

様式第 22-2 (第 36 条の 2 関係)

個別管理対象設備の利用中止申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第36条の2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）の規定により、
個別管理対象設備の利用中止を申し込みます。

利用中止する個別管理対象設備の内容		記事
利用中止を希望する個別管理対象設備の設置場所	利用中止希望日	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 個別管理対象設備の更改を申込み場合には、当該設備を新たに設置若しくは改修又は開発するための申
込みを併せて行うこと。

様式第23（第37条第1項関係）

工事申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社
殿

氏名 所属(法人名等)

その他の工事の実施を下記により申し込みます。
記

(略)

様式第25（第95条関係）

自前工事実施申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社
殿

氏名 所属(法人名等)

自前工事を下記のとおり実施したいので申し込みます。
記

(略)

様式第26（第95条の2第2項関係）

工事（保守）立会申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社
殿

氏名 所属(法人名等)

貴社接続約款第37条（その他の工事の請求）第1項の規定により、その他の工事の実施を申し込みます。
記

(略)

様式第25（第95条第3項関係）

自前工事実施申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社
殿

第 号
年 月 日

氏名 所属(法人名等)

貴社接続約款第95条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第3項の規定により、自前工事を
実施したいので申し込みます。
記

(略)

様式第26（第95条の2第2項関係）

工事（保守）立会申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社
殿

第 号
年 月 日

所属(法人名等)

氏名
下記により貴社の通信用建物等における工事（保守）に立ち会いたいの、申し込みます。

印

記

(略)

様式第 28 (第 95 条の 3 第 2 項関係)

通信用建物等立入申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

印

接続に必要な装置等の設置工事（保守）のため、下記により貴社の通信用建物等に立ち入りたいの、申し込みます。

記

(略)

氏名
貴社接続約款第 95 条の 2 (接続申込者等による立会いのための立入り) 第 2 項の規定により、貴社の通信用建物等における工事（保守）に立ち会いたいの、申し込みます。

印

記

(略)

様式第 28 (第 95 条の 3 第 2 項関係)

通信用建物等立入申込書

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

印

貴社接続約款第 95 条の 3 (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第 2 項の規定により、接続に必要な装置等の設置工事（保守）のため、貴社の通信用建物等に立ち入りたいの、申し込みます。

記

(略)

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

(個別管理対象設備の転用に関する特例措置)

2 この改正規定実施の際現に個別管理対象設備のうち PHS 接続装置、PHS 網制御局、IC カード対応デジタル公衆電話に係るサービス制御局若しくはサービス制御統括局、加入者交換機接続用伝送路設備利用機能に係る伝送装置、番号送出機能に係る伝送装置、中継交換機接続用伝送路設備利用機能に係る伝送装置、信号用中継交換機接続用伝送路設備利用機能に係る伝送装置、時報音源提供機能に係る時報音源装置、ノーリング通信機能の提供に係る加入者交換機に付加する装置又は接続用ソフトウェアを除くもの(以下、本附則において「特定個別管理対象設備」といいます。)を利用して協定事業者から、当該設備の利用中止が申込まれた場合において、当該設備が転用可能であると当社が判断したときは、第 36 条の 3 (個別管理対象設備の除却又は転用) 第 1 項の規定にかかわらず、当社は、当該設備を現に転用するまでの間、当該設備を撤去しない場合があります。

3 前項の場合において、第 66 条(網改造料の支払義務) 第 1 項の規定にかかわらず、特定個別管理対象設備の利用中止を申込む協定事業者は、当該設備を現に転用する期日を含む月の前月までの期間に係る料金表第 1 表第 2 (網改造料) 2 (料金額) 2 - 1 に規定する料金額の支払いを要します。

この場合において、当該設備の利用中止の期日を含む月以降の期間に係る料金表第 1 表第 2 (網改造料) 2 (料金額) 2 - 1 に規定する料金額の合計額が、当該設備の利用中止に併せて転用する場合の同表第 2 (網改造料) 2 (料金額) 2 - 1 の 2 (2) に規定する料金額(撤去工事費を除きます。)を超える部分については、当該協定事業者は支払いを要しないものとします。

4 前 2 項の場合において、料金表第 1 表第 2 (網改造料) 2 (料金額) 2 - 1 の 2 (2) の規定にかかわらず、特定個別管理対象設備の利用中止を申込みした協定事業者が当該設備を現に転用する場合に負担する料金額は、前項に規定する料金額のほか、料金表第 1 表第 2 (網改造料) 2 (料金額) 2 - 1 の 2 (2) に規定する撤去工事費とします。

|

|